

群馬県議会時報

第 76 卷 令和 7 年第 3 回前期定例会



ぐんまシチズンシップ・アカデミー

群馬県議会事務局

— 目 次 —

議 会 の 動 き

議 会 日 誌	1
第3回前期定例会	4
議長開会のあいさつ	4
知事の提案説明	6
質疑・一般質問	9
委員会・委員長報告	15
議案審議状況	22
議決事件概要及び結果	23
可決された議員・委員会提出議案	35
請願の議決結果	41
請願の委員会別審査状況	42
委員会委員名簿	45
議席一覧表	46

委 員 会 活 動

県 内 調 査	47
健康福祉常任委員会	47
環境農林常任委員会	51
産経土木常任委員会	53
総務企画常任委員会	56
文教警察常任委員会	59
県 外 調 査	63
議会基本条例推進委員会	63
地域支援に関する特別委員会	67
防災・減災・治安に関する特別委員会	73
「ヤード」対策等に関する特別委員会	79
スポーツ・文化に関する特別委員会	85
決算特別委員会分科会現地調査	90
環境農林分科会	90
文教警察分科会	93
健康福祉分科会	97
産経土木分科会	100
ぐんまシチズンシップ・アカデミー	102

〈表紙写真〉「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」

(参加学生にあいさつをする井下議長〈写真上〉と学生と意見交換する松本(基)議員他)

県議会の一般質問を傍聴した大学生が議員と意見交換を行う「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」を、令和7年9月24日に開催。県内5大学・短期大学から21人の学生が参加しました。若者の政治への関心を高めることを目的としたこの事業は、平成27年から毎年実施。今年度は、令和8年2月26日に第2回を実施する予定です。

※本書102ページに詳細を記載しています。

議会の動き

議会日誌

月日	曜	行事
8月19日	火	県外調査（議会基本条例推進委員会）
20日	水	"
26日	火	常任委員会県内調査（健康福祉）（環境農林）
27日	水	"（産経土木）
28日	木	"（総務企画）
9月1日	月	特別委員会県外調査（地域支援）
2日	火	"（"）
3日	水	"（"）
8日	月	特別委員会県外調査（防災・減災・治安）（「ヤード」対策等）（スポーツ・文化）
9日	火	"（防災・減災・治安）（「ヤード」対策等）（スポーツ・文化）
10日	水	"（防災・減災・治安）（「ヤード」対策等）（スポーツ・文化）
11日	木	議会運営委員会
12日	金	常任委員会県内調査（文教警察）
18日	木	議会運営委員会 第3回前期定例会本会議（開会・提案説明）
19日	金	議案調査
20日	㊁	
21日	㊂	
22日	月	議案調査
23日	㊃	（秋分の日）
24日	水	本会議（質疑及び一般質問）
25日	木	"（"）

月 日	曜	行 事
9月26日	金	議案調査
27日	土	
28日	日	
29日	月	本会議(質疑及び一般質問・提案説明(追加議案))
30日	火	議案調査
10月1日	水	常任委員会(総務企画)(健康福祉)(環境農林)(産経土木) (文教警察)
2日	木	常任委員会(総務企画)(健康福祉)(環境農林)(産経土木) (文教警察)
3日	金	議案調査
4日	土	
5日	日	
6日	月	特別委員会(防災・減災・治安)(「ヤード」対策等) (スポーツ・文化)(地域支援)
7日	火	委員会予備日
8日	水	調整日 議会運営委員会
9日	木	本会議(委員長報告・議決・提案説明(追加議案)・決算提案説明・決算特別委員会設置)
10日	金	
11日	土	
12日	日	
13日	月	(スポーツの日)
14日	火	
15日	水	決算特別委員会分科会(健康福祉)(産経土木) 決算特別委員会分科会現地調査(環境農林)(文教警察)
16日	木	決算特別委員会分科会(総務企画)(環境農林)(文教警察) 決算特別委員会分科会現地調査(健康福祉)(産経土木)
17日	金	
18日	土	
19日	日	
20日	月	調整日

月 日	曜	行 事
10月21日	火	
22日	水	
23日	木	決算特別委員会（総括質疑・採決）
24日	金	
25日	土	
26日	日	
27日	月	調整日 議会運営委員会
28日	火	本 会 議（決算委員長報告・議決）

第3回前期定例会

議長開会のあいさつ

議長

井下泰伸



開会にあたり、御挨拶を申し上げます。

まずははじめに、先般、現職の群馬県議会議員が、あっせん収賄罪などにより逮捕、起訴されました。このことは、県議会への信頼を著しく失墜させ、政治への不信感を抱かせる、誠に遺憾なことです。県民の皆様に心からお詫びを申し上げますとともに、県議会として、この事態を重く受け止め、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

本日ここに、第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、御参集賜り、厚くお礼申し上げます。閉会中においては、各常任委員会、特別委員会における県内・県外調査をはじめ、公務、政務とも、各般にわたり、議会活動並びに議員活動を行っていただきました。

ロシア・カムチャツカ半島付近で発生した地震に伴う津波の影響により、やむを得ず途中で中止を余儀なくされた調査もありましたが、県政の発展、県民福祉の向上のために御尽力いただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

去る8月29日から9月4日にかけて「在伯群馬県人文化協会創立80周年」および「サンパウロ州・群馬県姉妹提携45周年」にあたり、私は、大塚副知事とともにブラジルを訪問し、記念式典に出席したほか、サンパウロ州政府・州議会関係者との意見交換を行ってまいりました。

今回の交流を通じ、日本とブラジル連邦共和国、更には群馬県とサンパウロ州との絆が一層深まり、次世代へと受け継がれていくことを願っております。

さて、今期定例会では、「米国関税」、「物価高騰」、「猛暑」という3つの喫緊の課題等に迅速に対応するため、総額約95億9,000万円の一般会計及び特別会計補正予算、並びに各種議案の提出が予定されております。

議員各位には、慎重な御審議を賜りますよう、お願ひいたします。

また、来月には、Gunma Flower Park^{ぐんまふらわーぱーく}のオープンが予定されているとのことで、新たな群馬県の顔となる施設の完成を心待ちしております。

今年の夏は、統計開始以来、最も暑い夏となり、8月上旬には、伊勢崎市において国内の観測史上最高とな

る41.8度を記録するなど、県内各地がかつてない猛暑に見舞われました。すでに9月半ばではありますが、まだまだ暑い日もあるかと思います。議員各位におかれましては体調に御留意いただき、今定例会におきましても、活発な御議論をいただき、また、公正な議会運営に努められますよう、お願い申し上げます。

併せて、執行部並びに報道機関の皆様の格別なる御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。



知事の提案説明



知 事

山 本 一 太



9月18日

令和7年第3回前期定例県議会の開会に当たり、提案説明に先立ち、一言申し上げます。

米国による我が国に対する相互関税については、8月7日から15%の税率が適用される形で日米政府間の合意が成立しました。また、自動車や自動車部品に対する関税については、9月16日から数量制限のない形で15%の税率が適用されました。

当初米国政府が提示した税率よりも低い水準で合意が得られたことは、赤澤大臣を始めとした日本国政府の粘り強い交渉の結果だと捉えています。しかしながら、今回合意した内容であっても、群馬県内の幅広い産業や県民の皆様に影響が生じることは避けられません。

言うまでもなく、自動車関連産業をはじめとした製造業を多く抱える群馬県にとって、米国関税への対策は極めて重要です。後ほどご説明させていただく補正予算案を含め、引き続き、群馬県経済への影響を注視し、必要な対策を適切なタイミングで実施して参ります。

さて、私は、去る9月7日から9日にかけて、都内で開催された日米中西部会およびインディアナ州主催のフレンズ・オブ・インディアナに参加し、知事として群馬県の魅力を最大限PRして参りました。

また、ネブラスカ州のピレン知事や、ミシガン州のホイットマー知事、カンザス州のトーランド副知事などと、日米の産業界の課題や今後の連携などについて意見交換を行いました。

さらに、インディアナ州主催のフレンズ・オブ・インディアナでは、インディアナ州の関係者との友好を深めました。

3日間の会議やレセプションを通じて、群馬県内の多くの企業が進出しているアメリカ中西部地域と友好関係を築くことが、群馬県の更なる発展につながることを、改めて確信しました。

今後も、知事自らが先頭に立ち、自治体独自の地域外交を進め、群馬県の取組を世界に発信し、群馬県の新たな飛躍につなげて参ります。

それでは、本日提出いたしました議案の大要について、御説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算関係5件、事件議案17件の合計22件です。

〔予算関係〕

はじめに、予算関係について御説明いたします。

現在、「こどもまんなか推進」や「新たな富の創出に向けた未来への投資」に向けた取組などを盛り込んだ当初予算や5月補正予算に計上した事業の効果的な執行に全力で取り組んでいます。

こうした中で、今回の補正予算案では、米国関税、物価高騰、猛暑といった、現在直面している課題に迅速に対応することといたしました。

また、県民の声に耳を傾け、災害への対応や子ども施策も充実させ、山本県政の原点である「県民幸福度の向上」についてもしっかりと取り組んで参ります。

このような思いを込めて、今回の補正予算案は、「喫緊の課題に即応！米国関税+物価高騰+猛暑対策予算」といたしました。

一般会計の補正予算額は、73億1,778万円であり、現計予算額と合算いたしますと、補正後の予算額は8,169億8,155万円となります。

主な内容ですが、まず、「米国関税対策」として、米国関税の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援するため、制度融資枠を300億円拡大するほか、新たな海外販路の開拓や輸出先の多角化を支援します。

次に、「物価高騰対策」として、私立の幼稚教育・保育施設を対象に、光熱水費や食材料費等の高騰に対する支援を行います。また、イネカメムシへの対策や農業者の生産性向上を推進することで、米の安定生産・品質低下防止を図ります。

さらに、「猛暑対策」として、県立学校体育館への空調設備設置を前倒しして進めるほか、中央児童相談所、東部児童相談所の体育館における空調設備の設置を進めます。

また、「県民幸福度の向上」として、補助公共事業を増額し県土整備プランを着実に推進するほか、通学路の安全対策としての除草や道路区画線の塗り替え、河川の伐木を行い、県民の安全確保を図ります。

さらに、ヤングケアラーの実態調査や、こどもが自らの考えを整理し、意見を表明することを支援する「アドボカシー事業」の拡大により、こども・若者の権利擁護を推進していきます。

財政の健全化に向けては、令和6年度決算剰余金の一部である35億円を財政調整基金に積み立てます。

これにより、令和7年度の9月補正後の残高は424億円となりました。昨年の同時期と比較すると48億円増加したことになります。

山本県政では、限られた人的資源と財源を有効活用するため、ワיזスペンドィングを心掛けてきました。民間リソース等の積極的な活用や、自ら「稼ぐ」施策、デジタル化による事務の効率化を強力に進めるなど、事業の見直しを行ってきました。

こうした取組の積み重ねが、基金残高の増加に繋がったものと考えています。

しかしながら、大規模災害対応などの際にも十分な対応ができるよう、一定規模の基金残高を確保する必要があることから、引き続き財政健全化を図って参ります。

なお、企業会計については、電気事業会計等において、所要の補正を行います。

〔事件議案〕

次に、事件議案のうち、主なものについて申し上げます。

第133号議案は、群馬県グローバル人材育成基金を新たに設置しようとするものです。

第136号議案は、法人の県民税の税率に関する特例措置を5年間延長しようとするものです。

以上、提出議案の大要について御説明申し上げました。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

9月29日

本日、追加提出いたしました議案について、御説明申し上げます。

追加提出議案は、「教育委員会委員の選任について」です。

これは、現在の教育委員会委員であります、河添和子氏の任期が、10月4日をもって満了となりますので、その後任者として、都丸千寿子氏を選任しようとするものです。

なお、本件は事案の性質上、早急に御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

10月9日

本日、追加提出いたしました議案について、御説明申し上げます。

追加提出議案は、事件議案10件です。

第151号からは第156号は、「土地利用審査会委員の選任について」です。

これは、現在の委員の任期が10月18日をもって満了となりますので、その後任者として山田穂積氏ほか、5名を選任しようとするものです。

次に、「決算の認定について」ですが、令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計の、合計19会計の決算について、認定をお願いするものです。

次に、第157号から第159号は、令和6年度決算に伴い、電気事業、水道事業、及び団地造成事業の各会計にかかる剰余金の処分を行おうとするものです。

以上、追加提出する議案の概要についてご説明申し上げました。

なお、「土地利用審査会委員の選任」につきましては、事案の性質上、早急に御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

質 疑 ・ 一 般 質 問

■ 9月18日	自 由 民 主 党	須 藤 和 臣 議 員	■ 9月25日	自 由 民 主 党	追 川 徳 信 議 員
	公 明 党	水 野 俊 雄 議 員		公 明 党	藥 丸 潔 議 員
	日本 共 産 党	酒 井 宏 明 議 員		自 由 民 主 党	鈴 木 数 成 議 員
■ 9月24日	自 由 民 主 党	金 井 康 夫 議 員		日本 共 産 党	大 沢 綾 子 議 員
	つ る 舞 う	栗 野 好 映 議 員	■ 9月29日	自 由 民 主 党	齊 藤 優 議 員
	自 由 民 主 党	松 本 基 志 議 員		つ る 舞 う	金 沢 充 隆 議 員
	リ ベ ラ ル 群 馬	後 藤 克 己 議 員		自 由 民 主 党	高 井 俊 一 郎 議 員
				自 由 民 主 党	久 保 田 順 一 郎 議 員

9月18日



- 1 議員報酬等支給条例の一部改正について
- 2 政治倫理向上決議案について

自由民主党
須藤 和臣 議員（館林市）



- 1 議第8号 議員報酬等支給条例改正案について
- 2 議第7号 政治倫理向上決議案について

公明党
水野 俊雄 議員（前橋市）



- 1 議第7号議案について
- 2 議第8号議案について

日本共産党
酒井 宏明 議員（前橋市）

9月24日 第1日目



- 1 こんにゃくの消費拡大に向けた取組について
- 2 知事の政治姿勢について
- 3 SNS時代における選挙について
- 4 県内病院の厳しい経営状況について
- 5 県政の推進力の要となる職員の配置について
- 6 来日外国人犯罪の現状及び県警察の取組について
- 7 外国人県民の増加と多文化共生について
- 8 「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録について

自由民主党
金井 康夫 議員（沼田市）



- 1 戦争の苦難を語り継ぐことについて
- 2 「群馬パーセントフォーアート」について
- 3 子どもの居場所づくりについて
- 4 子どもの自殺対策について
- 5 生活保護行政の適正な実施について
- 6 賃上げ実現への取組について
- 7 蚕糸業継承に向けた取組について
- 8 持続可能な地域農業の実現について
- 9 森林資源の活用に向けた林道・作業道の整備について

つる舞う
栗野 好映 議員（安中市）



- 1 中小企業・小規模事業者支援について
- 2 防災庁地方拠点の誘致について
- 3 防災について
- 4 手話施策推進法の施行に伴う取組について
- 5 山岳遭難の現状と対策について
- 6 自転車の違反に関する法改正の施行に向けた取組について
- 7 横断歩道の設置状況及び保守管理等について
- 8 地元問題について

自由民主党

松本 基志 議員（高崎市）



- 1 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について
- 2 ぐんまちゃん関連の施策について
- 3 公契約条例について
- 4 指定管理者制度におけるスライド制度の導入について
- 5 家庭用太陽光発電のJ-クレジットについて

リベラル群馬

後藤 克己 議員（高崎市）

9月25日 第2日目



- 1 大河ドラマ化される小栗公について
- 2 医療機関等の支援について
- 3 健康寿命を延ばす取組について
- 4 これからの群馬県農業について
- 5 クビアカツヤカミキリによる農作物被害への対策について
- 6 野生鳥獣捕獲体制の強化について
- 7 県産木材の利用促進について
- 8 TUMO Gunma を活用したデジタル・クリエイティブ産業の創出について
- 9 中小企業の支援について
- 10 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進について
- 11 空き家対策総合支援事業について
- 12 都市計画道路について
- 13 防災対策について

自由民主党

追川 徳信 議員（高崎市）



- 1 自動車の BEV 化に対する支援について
- 2 宇宙関連産業に対する支援について
- 3 自殺対策について
- 4 県立学校体育館へのエアコン設置について
- 5 児童発達支援について
- 6 イネカメムシ対策について
- 7 金山総合公園（ぐんまこどもの国）について
- 8 建設業における熱中症対策について

公明党

薬丸 潔 議員（太田市）



- 1 観光誘客増加への取組について
- 2 デジタルクリエイティブ人材育成について
- 3 群馬県の教育の課題について
- 4 「新たな文化拠点」について

自由民主党

鈴木 数成 議員（前橋市）



- 1 中小企業・小規模事業者及び労働者支援について
- 2 公契約条例について
- 3 朝のこどもの居場所づくりについて
- 4 多文化共生について
- 5 学校給食無償化について

日本共産党

大沢 綾子 議員（高崎市）

9月29日 第3日目



- 1 人口減少時代における外国人県民との共生施策の強化について
- 2 米国関税措置に対する群馬県の対応について
- 3 「全県リビングラボ」の推進と成果について
- 4 若年女性の流出について
- 5 地元問題について

自由民主党

斎藤 優 議員（伊勢崎市）



- 1 公正な職務の執行について
- 2 学校における盗撮防止対策について
- 3 障害者虐待の防止について
- 4 自転車の安全確保について
- 5 水道の広域化及びリスクへの備えについて
- 6 いちごのブランド力向上について
- 7 クマによる人身被害防止について
- 8 地元問題について

つる舞う

金沢 充隆 議員（藤岡市・多野郡）



- 1 第27回参議院議員選挙について
- 2 ぐんまちゃん戦略の将来展望と施策等について
- 3 難病等で在宅療養する患者や家族への支援体制について
- 4 県立特別支援学校の医療的ケア児の通学支援について
- 5 県道寺尾藤岡線（寺尾根小屋工区）について
- 6 一般廃棄物処理業務に係る委託料等について
- 7 凈化槽による汚水の適正処理について

自由民主党

高井俊一郎 議員（高崎市）



- 1 廃棄物の不適正処理について
- 2 民間病院に対する支援について
- 3 農林業のDX化について
- 4 GIGAスクール構想の現状と支援について
- 5 国道354号における舗装補修の進捗状況について
- 6 千代田町と熊谷市を結ぶ利根川新橋の整備について

自由民主党
久保田順一郎 議員（邑楽郡）

委員会・委員長報告

10月9日

健康福祉常任委員会



委員長 牛木 義

健康福祉常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてですが、まず、第128号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」について、生活こども部関係では、児童教育・保育施設への物価高騰支援事業に関し、支援金の積算方法や申請方法等について質疑されました。また、児童養護施設等の入所児童に対するアンケート調査に関し、実施方法やアンケート結果の活用方法について質疑されました。続いて、健康福祉部・病院局関係では、介護現場の生産性向上のための介護テクノロジーの導入支援について、補助対象の考え方や申請状況等について質疑されました。次に、第134号議案「群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、西部児童相談所の移転時期の再延期の可能性や延期に伴う影響について質疑されました。次に、第144号議案「群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例」について、セカンドオピニオンに係る面談料の料金改定に伴い、県立病院別の実施件数や設定金額の根拠などについて質疑されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました議案のうち、第144号議案については多数をもって、その他の議案については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、「医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のための診療報酬・介護報酬等の再改定、財政支援の充実を求める意見書」の発議についてであります。物価高騰及び人件費の上昇により、医業収益の伸びを上回って医療費用が増大しています。一方で、診療報酬は公定価格であることから、費用増加分を価格転嫁することができず経営が圧迫され、施設や医療機器の改修や更新も望めないのが実情です。医療・介護需要の増大が見込まれる2040年に向け、人材確保が求められる中、医療・介護に従事する人材は他産業への流出が続いている、状況は極めて深刻と言わざるをえません。よって、国においては、今後も、安定的かつ継続的な医療・介護・福祉の提供体制を維持できるよう、医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のため、物価高騰や人件費上昇に対応した診療報酬・介護報酬等の再改定及び補助金等の十分な財政支援措置を講ずるよう、強く要望するものであり、採決の結果、全会一致をもって本委員会から発議することに決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項に関して、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、生活こども部関係では、

- ・最低賃金引き上げに伴う放課後児童クラブ運営委託費について
- ・放課後児童支援員資格認定研修の開催時期について
- ・NPO 法人に係る支援について
- ・朝の子どもの居場所づくりについて

次に、健康福祉部・病院局関係では、

- ・民間病院に対する支援について
- ・水道事業の広域化について
- ・ギャンブル等依存症対策について
- ・小児医療センターの基本設計について
- ・医療機関への物価高騰対策支援について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

環境農林常任委員会



委員長 亀山貴史

環境農林常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてありますが、まず、第128号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、環境森林部関係では、県立赤城公園プロモーションにおけるインフルエンサーを起用したSNS広告に関し、予算の内容及び事業の狙いについて質疑されました。続いて、農政部関係では、農畜産物等国際見本市出展支援に関し、支援対象業者や出展経費について質されたほか、水田農業緊急対策に関し、イネカメムシの被害状況や、農作

業の代行などを行う「農業支援サービス事業体」への支援について質疑されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、「農業農村整備事業の推進についての意見書」の発議についてでありますが、群馬県では生産性の高い農地を確保する農業生産基盤整備を重点的に取り組むとともに、防災・減災に資する取組も推進しており、地域からは農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されております。しかしながら、国庫補助事業における国からの予算配分は、「前年度補正予算」と「当該年度当初予算」を合わせても、地域要望額に対して十分な配分となっていないことから、計画的な事業執行に支障を来していると地域から切実な声が届いております。よって、国においては、農業農村整備事業の計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう必要な令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算を確保することを強く要望するものであり、採決の結果、全会一致をもって、本委員会から発議することに決定

いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、環境森林部関係では、

- ・ツキノワグマの指定管理鳥獣化に伴う県の対応について
- ・合併処理浄化槽の長寿命化や更新について
- ・ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォームを構築するねらいについて
- ・鳥獣捕獲の担い手確保に繋げることを目的とした高校特別授業について
- ・館林市内における廃棄物等の不適正保管について
- ・群馬県森林・林業基本計画2021—2030の中間見直しについて

- ・住宅等における木材活用施策について
- ・県立榛名公園の今後のあり方について
- 次に、農政部関係では、
- ・家畜防疫対策におけるレンダリング装置の活用や殺処分範囲の見直しについて
- ・館林市野辺地区のほ場整備について
- ・農山漁村地域整備交付金の返還について
- ・ツキノワグマによる農林業被害の実態等について
- ・農作物への猛暑の影響と対策について
- ・最低賃金の引上げに伴う農業への影響や支援策について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

産経土木常任委員会



委員長 齊藤 優

産経土木常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告を申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります、まず、第128号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」について、産業経済部関係では、オープンから2か月あまりが過ぎたTUMO Gunmaについて

て、年間運営費や人件費のほか、利用状況が質疑されるとともに、アルメニアでの研修の効果や利用者数をどのように評価しているか、当局の見解が質されました。また、送迎バスの運行に至った経緯や、運行計画の内容が質されるとともに、高崎市営バスとの連携体制について質疑されました。さらに、送迎バスを無料で利用できることの意義や、経済的に困難な家庭のこどもたちの利用についてどのように考えるかが質疑されました。次に、EXPOチャレンジ支援について、これまでの販路開拓支援の状況が質されるとともに、今後、支援の成果をどのように活かしていくのか質疑されました。続いて、県土整備部関係では、予算の内容や事業規模が質疑され、特に通学路の除草などについて、県民からの多くの要望に対応できているか質されるとともに、十分な予算を確保するよう要望されました。次に、第129号議案「令和7年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算」について、制度融資（経営サポー

ト資金）の融資枠拡大について内容が質疑されるとともに、効果的な活用について要望されました。次に、第131号議案「令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算」に関して、産業団地・住宅団地の残区画の状況や、投資回収見通しについて質疑されました。次に、第142号議案「群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例」に関して、並木県営住宅廃止後の対応やスケジュールが質疑されるとともに、今後の県営住宅整備の考え方について当局の見解が求められました。次に、第148号議案及び、第149号議案「和解について」に関して、Gメッセ群馬改修に伴う損失補償について、指定管理者に対してこれまで行った補償の合計金額や、Gメッセ群馬で催事が開催されなかったことの経済的損失について質疑されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案のうち、第128号議案、第148号議案及び、第149号議案は、多数をもって、その他の議案については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、産業経済部関係では、

- ・ぐんま賃上げ促進支援金要件緩和について
- ・パートナーシップ構築宣言の状況について
- ・堤ヶ岡飛行場跡地の活用について
- ・事業承継・M&A支援の状況について

- ・ジョブカフェぐんまのリニューアルについて
ツクルン
- ・tsukurun の全県展開について
- 次に、企業局関係では、
- ・「ぐんま未来創生基金」の一般会計への繰り出し見通しについて
- ・県営ゴルフ場指定管理者における酷暑対策への支援について
- ・霧積発電所の投資回収見通しについて
- ・板倉ニュータウングリーンブロック・マイクログリッドについて
- ・関根発電所の復旧状況について
- 最後に、県土整備部関係では、
- ・県庁から前橋駅クリエイティブシティ構想における社会実験について
- ・敷島公園新水泳場のPFI事業での整備状況について
- ・汚水処理人口普及率向上策について
- ・コミニカコナイカ事業の今後の展開について
- ・休泊川流域水害対策計画について
- ・県道前橋伊香保線吉岡バイパスの進捗状況について
- ・県道太田桐生線バイパスの進捗状況について
- ・西毛広域幹線道路高崎工区の文化財保護の取組について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

文教警察常任委員会



委員長 松本基志

文教警察常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてですが、まず、教育委員会関係では、第128号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、県立学校体育館空調設備整備について、進捗状況のほか、工事請負者に対する工期の設定状況や、空調設備の動力方式の選定基準について質されるとともに、前倒しでの整備について要望されました。次に、第133号議案「群馬県グローバル人材育成基金条例」に関して、基金の概要について質疑されるとともに、高校生が積極的に海外留学に参加できる体制の構築について要望されました。続いて、警察本部関係では、第143号議案「群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例」に関して、現在の女性警察官のスカート着用状況のほか、制服の暑熱対策に係る今後の取組について質疑されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、教育委員会関係では、

- ・県立高校の学習環境について
- ・公立高等学校入学者選抜におけるWEB出願について

・県立高校の在り方検討について

- ・部活動の地域展開について
- ・部活動指導業務手当について
- ・教職員のメンタルヘルスケアについて
- ・教職員の服務規律の確保について
- ・デジタル教科書について
- ・自殺リスク評価ツール「RAMPS」の導入について

次に、警察本部関係では、

- ・県内の暴力団情勢について
- ・令和6年中の来日外国人犯罪について
- ・職務質問について
- ・警察における人権教育について
- ・警察官の暑熱及び熱中症対策について
- ・警察活動におけるウェアラブルカメラの活用について
- ・災害対策について
- ・サイバー人材の確保に向けた取組について
- ・バイクの暴走行為に対する警察の対応について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

総務企画常任委員会



委員長 高井俊一郎

総務企画常任委員会に付託されました案件の審査
経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてありますが、まず、第128号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」について、知事戦略部関係では、公立大学法人における授業料や入学金の減免内容について質疑されました。地域創生部関係では、群響80周年記念事業への支援における、高校生無料招待の実施方法や、曲目の選定経緯などが質疑されるとともに、ALSOK ぐんま総合スポーツセンターの空調設置について、工期や空調設備の効果などに係る質疑が行われました。総務部関係では、旅費精算システムの改修に関する、宿泊料見直し後の支給額や、これまでの職員による自己負担の有無などが質疑されました。また、地域機関調査について、老朽化した庁舎の建て替えに向け、場所の移転についても検討されるのか質されました。次に、第136号議案「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、他県における超過課税の実施状況が質疑されたほか、米国関税の影響を踏まえた企業負担への影響に対する県の見解や、税率を下げる検討がされたのかなどについて質疑されました。続い

て、第138号議案「群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」について、選挙運動用自動車に関する単価改定の状況などについて質疑が行われました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、知事戦略部関係では、

- ・NETSUGEN の拡張の考え方や経緯等について
- ・湯けむりフォーラムの参加者数や経費の状況について
- ・(仮称)群馬県水素ビジョンに関する他県の取組状況や本県の事業の見通しについて

- ・高校生リバースメンターにおける県の課題認識や今後の取組方針について

次に、地域創生部関係では、

- ・外国人不法就労の現状や今後の取組について
- ・「新しい文化拠点」検討の進捗状況について
- ・湯けむり国スポにおける開催市町村の負担軽減について

最後に、総務部関係では、

- ・内部統制における再発防止の対応について
- ・県出資法人や指定管理者の運営状況について
- ・総合防災訓練の取組状況について
- ・県庁舎の有効活用に対する県の考え方について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

10月28日

決算特別委員会



委員長 久保田順一郎

決算特別委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は10月9日に設置され、令和6年度群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算、同公営企業会計決算の認定、及び、第157号から第159号までの各議案について、慎重に審査を行ってまいりました。

10月15日、及び16日には、各分科会が開催され、決算内容に関する審査が行われたところであります。それらの概要につきましては、10月23日に開催されました総括質疑における主査報告のとおりであります。

また、現地調査を行った分科会につきましては、昨年度事業の実施状況や、その効果などを、現場で改めて確認したところであります。

さらに、総括質疑においては、各党会派を代表する7名の委員により、質疑が行われました。その主要な項目について申し上げます。

- ・令和6年度決算における歳入の状況について
- ・令和6年度決算の財政状況評価と令和8年度当初予算編成の考え方について

- ・庁舎等県有施設の長寿命化事業について
- ・野菜花き生産力強化について
- ・病院事業決算について
- ・ぐんま5つのゼロ宣言達成に向けた取組について
- ・経常収支比率の現状と行財政改革・業務改善の実効性について
- ・関根発電所の復旧と事故の再発防止について
- ・奨学金返還支援制度について
- ・湯けむりフォーラム2024について
- ・県立都市公園におけるインクルーシブ遊具の導入状況について
- ・ヤングケアラーの支援について
- ・多文化共生について
- ・新たに展開した事業に関するコスト管理のあり方について

なお、これらの項目のほかにも、各般にわたり議論が交わされたことは、皆様ご承知のとおりであります。

以上の審査を踏まえ、本委員会に付託されました各案件について採決した結果、お手元に配付の報告書のとおり、令和6年度群馬県一般会計歳入歳出決算の認定、令和6年度群馬県用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定、令和6年度群馬県流域下水道事業、同工業用水道事業、同水道事業、同団地造成事業の各公営企業決算の認定については多数をもって、その他の、令和6年度群馬県特別会計歳入歳出決算、同公営企業会計決算の認定、及び、第157号から第159号までの各議案については、全会一致をもって、認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

議案審議状況

第3回前期定例会において審議された議案の総件数は、知事提出議案が35件、委員会・議員提出議案が5件の計40件でした。

		9月18日提出	9月29日提出	10月9日提出	今期提出計	9月18日可決	9月29日可決	10月9日可決	10月28日可決	今期可決計	今期否決計
知事提出	予算案	5			5			5		5	
	条例案	12			12			12		12	
	同意		1	6	7		1	6		7	
	認定			※3	3				※3	3	
	承認				0					0	
	その他の議案	5		3	8			5	3	8	
	小計	22	1	12	35	0	1	28	6	35	0
委員会・議員提出	条例案	1			1	1				1	
	会議規則案				0					0	
	専決処分の指定				0					0	
	意見書案			2	2			2		2	
	決議案	1			1	1				1	
	要望書案				0					0	
	その他の議案			1	1			1		1	
	小計	2	0	3	5	2	0	3	0	5	0
合計		24	1	15	40	2	1	31	6	40	0

※決算の認定は「令和6年度群馬県一般会計歳入歳出決算」、「同特別会計歳入歳出決算」及び「同公営企業会計決算」の3件として計上。

❖❖❖❖❖ 第3回前期定例会議決事件概要及び結果 ❖❖❖❖

○知事提出議案

※自=自由民主党、共=日本共産党の略です。

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
128	令和7年度群馬県一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出増額 7,317,776千円 歳入歳出総額 816,981,554千円	反対(共) 賛成(自)	多数可決 (共反対)
129	令和7年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出増額 2,273,000千円 歳入歳出総額 138,709,388千円	賛成(自)	全会一致可決
130	令和7年度群馬県電気事業会計補正予算(第2号)	債務負担行為 3件	賛成(自)	全会一致可決
131	令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第1号)	収益的収入及び支出 収入 補正額 1,814,880千円 総額 7,667,819千円 支出 補正額 1,333,013千円 総額 7,183,828千円 債務負担行為 2件 重要な資産の取得及び処分	賛成(自)	全会一致可決
132	令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算(第1号)	収益的収入 収入減額 53,900千円 総額 425,216千円	賛成(自)	全会一致可決
133	群馬県グローバル人材育成基金条例	群馬県グローバル人材育成基金を設置しようとするもの	賛成(自)	全会一致可決
134	群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	西部児童相談所の移転を延期しようとするもの	賛成(自)	全会一致可決
135	群馬県県税条例等の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴う改正等を行おうとするもの	賛成(自)	全会一致可決
136	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	法人の県民税の税率の特例措置の延長等を行おうとするもの	賛成(自)	全会一致可決
137	群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	住民基本台帳法の改正に伴うもの	賛成(自)	全会一致可決
138	群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	国政選挙の例に準じ、選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を変更しようとするもの	賛成(自)	全会一致可決
139	群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正等に伴うもの	賛成(自)	全会一致可決
140	群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴うもの	賛成(自)	全会一致可決

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
141	群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	大学等における修学の支援に関する法律の改正に伴うもの	賛成（自）	全会一致可決
142	群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例	並木県営住宅を廃止しようとするもの	賛成（自）	全会一致可決
143	群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	警察法施行令の改正に伴うもの	賛成（自）	全会一致可決
144	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	セカンドオピニオンに係る面談料の改定を行おうとするもの	反対（共） 賛成（自）	多数可決（共反対）
145	請負契約の締結について	令和7年度県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）押切境地区石田川排水機場ポンプ設備等製作据付工事	賛成（自）	全会一致可決
146	請負契約の変更について	群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事	賛成（自）	全会一致可決
147	動産の取得について	県立学校用ICT機器	賛成（自）	全会一致可決
148	和解について	群馬コンベンションセンターの改修に伴う損失補償	反対（共） 賛成（自）	多数可決（共反対）
149	和解について	群馬コンベンションセンターの改修に伴う損失補償	反対（共） 賛成（自）	多数可決（共反対）

○令和7年9月29日提出 追加提出議案

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
150	教育委員会委員の選任について	教育委員会委員 河添和子は、令和7年10月4日をもってその任期を満了するので、都丸千寿子を後任者に選任する。		全会一致同意

○令和7年10月9日提出 追加提出議案

※自=自由民主党、共=日本共産党の略です。

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
151	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 福島由希子は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、山田穂積を後任者に選任する。		全会一致同意
152	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 保坂充勇は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、保坂充勇を後任者に選任する。		全会一致同意
153	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 草場史子は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、大澤真奈美を後任者に選任する。		全会一致同意

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
154	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 小林享は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、小林享を後任者に選任する。		全会一致 同 意
155	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 宮田敦子は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、今井隆を後任者に選任する。		全会一致 同 意
156	土地利用審査会委員の選任について	土地利用審査会委員 神戸ひとみは、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、平方宏を後任者に選任する。		全会一致 同 意
	令和6年度群馬県一般会計歳入歳出決算の認定について	令和6年度群馬県一般会計決算	反対（共） 賛成（自）	多数認定 (共反対)
	令和6年度群馬県特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年度群馬県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県農業改良資金特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県県有模範林施設費特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県中小企業高度化資金特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県用地先行取得特別会計決算	反対（共） 賛成（自）	多数認定 (共反対)
		令和6年度群馬県収入証紙特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県林業改善資金特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県公債管理特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県中小企業振興資金特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県新エネルギー特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
		令和6年度群馬県国民健康保険特別会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定
	令和6年度群馬県公営企業会計決算の認定について	令和6年度群馬県流域下水道事業会計決算	反対（共） 賛成（自）	多数認定 (共反対)
		令和6年度群馬県電気事業会計決算	賛成（自）	全会一致 認 定

番号	件 名	概 要	討 論	議決の態様
		令和 6 年度群馬県工業用水道事業会計決算	反対 (共) 賛成 (自)	多数認定 (共反対)
		令和 6 年度群馬県水道事業会計決算	反対 (共) 賛成 (自)	多数認定 (共反対)
		令和 6 年度群馬県団地造成事業会計決算	反対 (共) 賛成 (自)	多数認定 (共反対)
		令和 6 年度群馬県施設管理事業会計決算	賛成 (自)	全会一致 認 定
		令和 6 年度群馬県病院事業会計決算	賛成 (自)	全会一致 認 定
157	令和 6 年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について	令和 6 年度群馬県電気事業会計未処分利益剰余金 6,034,411,330 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額 1,477,565,304 円を控除した 4,556,846,026 円のうち、3,456,846,026 円を建設改良積立金に、1,100,000,000 円を別途積立金に積み立てる。	賛成 (自)	全会一致 可 決
158	令和 6 年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について	令和 6 年度群馬県水道事業会計未処分利益剰余金 1,875,278,495 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額 1,194,393,261 円を控除した 680,885,234 円を建設改良積立金に積み立てる。	賛成 (自)	全会一致 可 決
159	令和 6 年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について	令和 6 年度群馬県団地造成事業会計未処分利益剰余金 1,032,436,803 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額 480,733,585 円を控除した 551,703,218 円を建設改良積立金に積み立てる。	賛成 (自)	全会一致 可 決

◎令和7年第3回前期定例会議決結果（知事提出議案 9/29議決分）

※井下泰伸議員の欄の「議長は議論です

◎令和7年第3回前期定例会議決結果（知事提出議案 10/9議決分）

議案番号	件名	自由民主党												公明党											
		議決結果	賛成者数	反対者数	棄権者数	井野一郎	星野順一郎	保田順一郎	星野浩志	井野洋志															
142	群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例	可決	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
143	群馬県警察官及び群馬県警察交通巡回員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	可決	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
144	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	44	42	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
145	請負契約の締結について	可決	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
146	請負契約の変更について	可決	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
147	動産の取得について	可決	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
148	和解について	可決	44	42	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
149	和解について	可決	44	42	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
151	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
152	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
153	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
154	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
155	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
156	土地利用審査会委員の選任について	同意	44	44	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※井下泰伸議員の欄の「議」は議長の略です

議案番号	件名	自由民主 党												公明 党											
		議決結果	賛成者数	反対者数	棄権者数	議決結果																			
令和6年度群馬県流域下水道事業会計決算	認定	44	42	2	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県電気事業会計決算	認定	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県工業用水道事業会計決算	認定	44	42	2	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県水道事業会計決算	認定	44	42	2	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県田地造成事業会計決算	認定	44	42	2	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県施設管理事業会計決算	認定	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度群馬県病院事業会計決算	認定	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
157 令和6年度群馬県電気事業会計決算の処分について	可決	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
158 令和6年度群馬県水道事業会計決算の処分について	可決	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
159 令和6年度群馬県田地造成事業会計剰余金の処分について	可決	44	44	0	0	0	0	0	0	0	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※井下泰伸議員の欄の「議」は議長の略です

○議員・委員会提出議案

○9月18日提出

番号	件名	提出委員会・発議者	討論	議決の態様
議7	群馬県議会における政治倫理の向上に関する決議	議会基本条例推進委員会所属議員		全会一致可決
議8	県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例	議会基本条例推進委員会所属議員		全会一致可決

○10月9日提出

番号	件名	提出委員会・発議者	討論	議決の態様
議9	医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のための診療報酬・介護報酬等の再改定、財政支援の充実を求める意見書	健康福祉常任委員会		全会一致可決
議10	農業農村整備事業の推進についての意見書	環境農林常任委員会		全会一致可決
議11	特別委員会の設置について	議会運営委員会		全会一致可決

◎令和7年第3回前期定例会 議決結果（議員・委員会提出議案 9/18議決分）

※井下泰伸議員の欄の「議」は議長の略です

◎令和7年第3回定期例会 議決結果（議員・委員会提出議案 10/9 議決分）

議案番号	件名	自由民主党												つる舞う	リベラル群馬	公明党	日本共产党	群馬維新の会
		反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数	反対賛成者数					
議9 見書	医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のための診療報酬・介護報酬等の再改定、財政支援の充実を求める意見書	可決 44 0	○ ○ ○															
議10 見書	農業農村整備事業の推進についての意見書	可決 44 0	○ ○ ○															
議11 見書	特別委員会の設置について	可決 44 0	○ ○ ○															

※井下泰伸議員の欄の「議」は議長の略です

可決された議員・委員会提出議案

議第7号議案

群馬県議会における政治倫理の向上に関する決議

県民の負託を受けている我々群馬県議会議員は、誠実にその職務を行わなければならない。群馬県議会基本条例では、第六条で「議員は、県民の代表として、重い使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。」と規定されており、我々はその意義を自覚し、議員活動に取り組んできたところである。

こうした中、今般、現職の議員が逮捕・起訴されるという深刻な事態に至ったことは、県議会に対する県民の期待を裏切るとともに、その信頼を著しく損なうものであり、極めて遺憾である。

我々は、県民の代表として県政に携わる者であり、その職責の重さを改めて深く認識し、自覚と責任において襟を正し、厳しい政治倫理意識に徹して、その使命を果たさなければならない。

よって、本県議会は、議員一人一人が群馬県議会基本条例に則り、品位の保持と政治倫理の向上に、より一層努め、県民の期待にしっかりと応えるとともに、信頼を回復するために全力を尽くすことをここに決意する。

以上、決議する。

令和7年9月18日

群馬県議会

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「離れた」の下に「（以下「退職等をした」という。）」を加える。

第三条の二第一項に次の二号を加える。

三 次条第一項に規定する身体の拘束（該当日後に当該身体の拘束を受けた場合を除く。）

第三条の二の次に次の二条を加える。

第三条の三 第二条及び第三条の規定にかかわらず、議員が被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれた日までの期間（以下「拘束期間」という。）に係る議員報酬の支給を停止する。ただし、拘束期間の始期が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を停止することができない月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、拘束期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該各月における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第一項の規定による議員報酬の支給の停止（以下「支給停止」という。）は、当該支給停止に係る行為に関し次の各号のいずれかに該当する場合にこれを解除する。

一 公訴を提起しない処分があつた場合

二 無罪、免訴又は公訴棄却の判決が確定した場合

第三条の四 第二条及び第三条の規定にかかわらず、議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間に係る議員報酬は支給しない。

一 有罪の判決が確定した場合 拘束期間

二 刑の執行として刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設に拘置された期間

三 罰金又は科料の言渡しを受け、これを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、同項各号に定める期間（以下「拘束期間等」という。）の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該各月における拘束期間等の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 前二項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、議員は、これを返納しなければならない。

第四条第二項中「別表にかかげる」を「別表第二に掲げる」に改める。

第七条第一項に後段として次のように加える。

基準日前一月以内に退職等をした議員についても同様とする。

第七条第二項中「基準日現在」の下に「(退職等をした議員にあつては、退職等をした日現在)」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 第七条の規定にかかわらず、議員（基準日前一月以内に退職等をした議員を含む。次条第一項において同じ。）に基準日以前六月以内の期間において拘束期間があるときは、当該拘束期間に係る期末手当の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する期末手当の額は、各基準日に係る期末手当のうち、当該基準日以前六月の期間の現日数（当該基準日以前六月の期間の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該基準日以前六月以内の期間における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第三条の三第三項の規定は、期末手当の支給の停止の解除について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

第八条の三 第七条の規定にかかわらず、議員が、第三条の四第一項各号のいずれかに該当する場合には、拘束期間等に係る期末手当を支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、拘束期間等の属する基準日以前六月の期間の現日数（当該基準日以前六月の期間の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該基準日以前六月以内の期間における拘束期間等の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 議員の逮捕等により身体が拘束された場合における議員報酬等の取扱いを定めようとするものである。

医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のための 診療報酬・介護報酬等の再改定、財政支援の充実を求める意見書

物価高騰及び人件費上昇により、医業収益の伸びを上回って医療費用が増大している。医療機関の運営コストが大幅に増加する一方で、診療報酬は公定価格であることから、費用増加分を価格転嫁することができず経営が圧迫され、施設や医療機器の改修や更新も望めないのが実情である。

物価高騰等の影響により、医療機関の経営状況は全国的に悪化している。全日本病院協会などの6団体が実施した「2024年度診療報酬改定後の病院経営状況」調査によると、6割以上が赤字という深刻な状況となっている。

さらに、医療・介護分野の賃上げは、2024年の診療報酬・介護報酬等改定や国補正予算で一部対応が行われたものの2%以下と、他産業より圧倒的に低い水準にとどまっている。医療・介護に従事する人材は他産業への流出が続いている、人員は枯渇の極みに達している。医療・介護需要の増大が見込まれる2040年に向け、人員確保が求められる中、状況は極めて深刻と言わざるをえない。

よって、国においては、今後も、安定的かつ継続的な医療・介護・福祉の提供体制を維持できるよう、医療機関の経営改善及び医療・介護人材確保のため物価高騰や人件費上昇に対応した診療報酬・介護報酬等の再改定及び補助金等の十分な財政支援措置を早急に講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月9日

群馬県議会議長 井下泰伸

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

農業農村整備事業の推進についての意見書

農業・農村は、安全で安定的な食料を供給する役割のほか、国土の保全、水源かん養、美しい景観形成や文化の伝承などの多面的機能を有しており、持続的な農業活動を通じて、地域住民だけでなく県民全体がその恩恵を受けている。

しかし、農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化、後継者不足に加え、生産コストの上昇、農業施設の老朽化、さらには頻発・激甚化する自然災害など、大きく変化している。これらの課題は、我が国の食料安全保障の観点からも早急な対応が求められる。

このような中、意欲ある担い手の経営基盤を強化し、競争力を高めるため、群馬県では生産性の高い農地を確保する農業生産基盤整備を重点的に取り組むとともに、防災・減災に資する取組も推進しております、地域からは農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されている。

しかしながら、国庫補助事業における国からの予算配分は、「前年度補正予算」と「当該年度当初予算」を合わせても、地域要望額に対して十分な配分となっていないことから、計画的な事業執行に支障を来していると地域から切実な声が届いている。

よって、本県議会では、このような状況を踏まえ、魅力ある産業として発展し続ける力強い農業と、県民の暮らしを支える活力ある農村の実現に向けて、国に対して、下記の事項について強く求めます。

記

農業農村整備事業の計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう必要な令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月9日

群馬県議会議長 井 下 泰 伸

衆參内財農
議議閣院院
理務水林
長長臣臣臣

特別委員会の設置について

- 1 委員会名称 決算特別委員会
- 2 委 員 全議員（議長、副議長及び監査委員を除く）
- 3 設 置 目 的 一般会計、特別会計、公営企業会計の令和6年度決算等について審査を行うため
- 4 付 議 事 件 令和6年度の群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること
令和6年度群馬県電気事業会計剰余金の処分に関すること
令和6年度群馬県水道事業会計剰余金の処分に関すること
令和6年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分に関すること

請願の議決結果

第3回前期定例会において審査された請願の総数は33件でした。

委員会別の審査結果は次とおりです。

委員会名	付託			採択	一部採択	不採択	取下げ	継続審査
	継続	新規	計					
総務企画常任委員会	9	4	13	4 (3)				9
健康福祉常任委員会	9	3	12	2	1			9
環境農林常任委員会		2	2	1	1			
産経土木常任委員会		1	1					1
文教警察常任委員会	4	1	5		1			4
議会運営委員会			0					
計	22	11	33	7 (3)	3			23

(注) 1 「採択」「一部採択」欄の()内は趣旨採択の内数を表す。

2 「継続審査」欄は、結果が保留され、後期定例会で引き続き審査されるものを表す。

❖❖❖❖❖❖❖❖❖ 請願の委員会別審査状況 ❖❖❖❖❖❖❖❖❖

○総務企画常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
3	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願			○	
8	タクシー営業車両の安全対策に向けての請願			○	
9	イスラエル軍のガザ大量殺害に抗議し、即時撤退を求める請願			○	
10	「消費税インボイス制度廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願			○	
11	「消費税率5%に引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願			○	
12	欠陥機オスプレイの飛行中止・撤去を求める請願			○	
15	地方自治法再改正の意見書提出を求める請願			○	
16	柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の採択を求める請願			○	
20	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願			○	
21	令和8年度県当初予算編成における予算措置等についての請願（2項） (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める
22	第83回国民スポーツ大会開催市町村の経費及び人的負担軽減についての請願	○			願意妥当 結果の報告を求める
23	地方財政の充実・強化を求める請願 (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める
24	旧群馬県民会館の建物活用の検討についての請願 (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める

○健康福祉常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採 択	不採 択	継 続	
2	健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願			○	(多数をもって決定)
11	教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願（2項3号）			○	(多数をもって決定)
12	健康保険証の廃止をやめ、マイナ保険証の運用中止をもとめる意見書を提出していただくことを求める請願			○	(多数をもって決定)
13	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願			○	(多数をもって決定)
14	選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願			○	(多数をもって決定)
16	子ども医療費助成のペナルティーを新たな措置で復活させないよう求める意見書の提出を求める請願			○	(多数をもって決定)
17	ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める請願			○	(多数をもって決定)
22	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める請願（1項）	○			願意妥当
23	高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書提出を求める請願			○	(多数をもって決定)
24	令和8年度県当初予算編成における予算措置等についての請願（1項）	○			願意妥当 結果の報告を求める
25	「医療機関の経営改善及び医療介護人材確保のための診療報酬再改定、財政支援の充実を求める意見書」を提出することについての請願	○			願意妥当
26	訪問介護の基本報酬引き上げと、介護保険制度の充実を求める請願			○	(多数をもって決定)

○環境農林常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採 択	不採 択	継 続	
20	館林市内における不法投棄された建設残土、産業廃棄物等の撤去及び原状復旧を求める請願（1項、2項）	○			願意妥当 結果の報告を求める
21	圃場整備事業について、国への意見書提出を求める請願	○			願意妥当

○産経土木常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
20	令和8年度県当初予算編成における予算措置等についての請願 〈3項〉			○	

○文教警察常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
2	学校給食費の無償化を求める請願			○	
3	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための政府予算に係る意見書採択についての請願			○	
4	教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願 〈1項、2項1号・2号・4号・5号・6号、3項〉			○	
6	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択についての請願			○	
7	学校給食無償化等に係る財政支援についての請願 （3項）	○			願意妥当 結果の報告を求める

委員会委員名簿

(令和7年10月28日現在)

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務企画常任委員会 (10人)	高井俊一郎(自)	矢野英司(自)	井田 泉(自) 水野 俊雄(公) 金井 康夫(自) 本郷 高明(リ) 井田 泰彦(つ) 相沢 崇文(無) 宮崎 岳志(維) 丹羽あゆみ(自)
健康福祉常任委員会 (10人)	牛木 義(自)	今井 俊哉(自)	久保田順一郎(自) 大和 熱(自) 金沢 充隆(つ) 鈴木 敦子(リ) 鈴木 数成(自) 大沢 綾子(共) (欠員2名)
環境農林常任委員会 (10人)	亀山 貴史(自)	水野 喜徳(自)	橋爪 洋介(自) 後藤 克己(リ) 須藤 和臣(自) 川野辺達也(自) 粟野 好映(つ) 須永 聰(自) (欠員2名)
産経土木常任委員会 (10人)	斎藤 優(自)	追川 徳信(自)	狩野 浩志(自) あべともよ(つ) 酒井 宏明(共) 安孫子 哲(自) 薬丸 潔(公) 大林 裕子(自) 森 昌彦(自) 中島 豪(自)
文教警察常任委員会 (10人)	松本 基志(自)	入内島道隆(自)	星野 寛(自) 金子 渡(つ) 伊藤 清(自) 加賀谷富士子(リ) 秋山健太郎(自) 松本 隆志(自) 清水 大樹(公) (欠員1名)
議会運営委員会 (13人)	須藤 和臣(自)	秋山健太郎(自)	狩野 浩志(自) 橋爪 洋介(自) 水野 俊雄(公) あべともよ(つ) 金井 康夫(自) 金子 渡(つ) 大和 熱(自) 川野辺達也(自) 本郷 高明(リ) 矢野 英司(自) 牛木 義(自)
防災・減災・治安に 関する特別委員会 (12人)	久保田順一郎(自)	松本 基志(自)	井田 泉(自) 水野 俊雄(公) あべともよ(つ) 須藤 和臣(自) 加賀谷富士子(リ) 高井俊一郎(自) 秋山健太郎(自) 宮崎 岳志(維) 今井 俊哉(自) (欠員1名)
「ヤード」対策等に 関する特別委員会 (12人)	星野 寛(自)	斎藤 優(自)	安孫子 哲(自) 薬丸 潔(公) 川野辺達也(自) 本郷 高明(リ) 井田 泰彦(つ) 森 昌彦(自) 矢野 英司(自) 鈴木 数成(自) 松本 隆志(自) 大沢 綾子(共)
スポーツ・文化に 関する特別委員会 (12人)	橋爪 洋介(自)	大林 裕子(自)	酒井 宏明(共) 大和 熱(自) 入内島道隆(自) 亀山 貴史(自) 鈴木 敦子(リ) 粟野 好映(つ) 水野 喜徳(自) 中島 豪(自) (欠員2名)
地域支援に関する 特別委員会 (12人)	狩野 浩志(自)	追川 徳信(自)	後藤 克己(リ) 金井 康夫(自) 金子 渡(つ) 相沢 崇文(無) 金沢 充隆(つ) 牛木 義(自) 須永 聰(自) 丹羽あゆみ(自) 清水 大樹(自) (欠員1名)
図書広報委員会 (10人)	大林 裕子(自)	亀山 貴史(自)	金沢 充隆(つ) 追川 徳信(自) 鈴木 敦子(リ) 丹羽あゆみ(自) 今井 俊哉(自) 水野 喜徳(自) 清水 大樹(公) 中島 豪(自)
議会基本条例 推進委員会 (12人)	星野 寛(自)	矢野 英司(自)	金井 康夫(自) 薬丸 潔(公) 大和 熱(自) 川野辺達也(自) 加賀谷富士子(リ) 入内島道隆(自) 秋山健太郎(自) 牛木 義(自) 粟野 好映(つ) 中島 豪(自)
選挙区等検討委員会 (10人)	狩野 浩志(自)	秋山健太郎(自)	橋爪 洋介(自) 井田 泉(自) 水野 俊雄(公) 金井 康夫(自) 大和 熱(自) 川野辺達也(自) 本郷 高明(リ) 井田 泰彦(つ)

※(自)は自由民主党、(つ)はつる舞う、(リ)はリベラル群馬、(公)は公明党、(共)は日本共産党、(維)は群馬維新の会、
(無)は無所属を表します。

※委員会等名欄の()内の数字は、定数を表します。

議席一覽表

(令和7年10月28日現在)

E列

1	2
3	4

井田	橋爪	狩野	星野	久保田
泉	洋介	浩志	寛	順一郎

水野	後藤
俊雄	克己

D列

		大和	伊藤
		勲	清
1	2	3	4

須藤	安孫子	金井	井下	藥丸
和臣	哲	康夫	泰伸	潔

金子	あべ	酒井	
渡	ともよ	宏明	
10	11	12	13

C列

1	2	3	4	5

高井	森	齊藤	松本	川野辺
俊一郎	昌彦	優	基志	達也

井田	加賀谷	本郷		
泰彦	富士子	高明		

B列

1	2	3	4	5

入内島	大林	牛木	秋山	亀山
道隆	裕子	義	健太郎	貴史

金沢	鈴木	相沢		
充隆	敦子	崇文		

A列

	丹羽	中島	水野	
	あゆみ	豪	喜徳	
1	2	3	4	

今井	松本	鈴木	須永	清水
俊哉	隆志	数成	聰	大樹

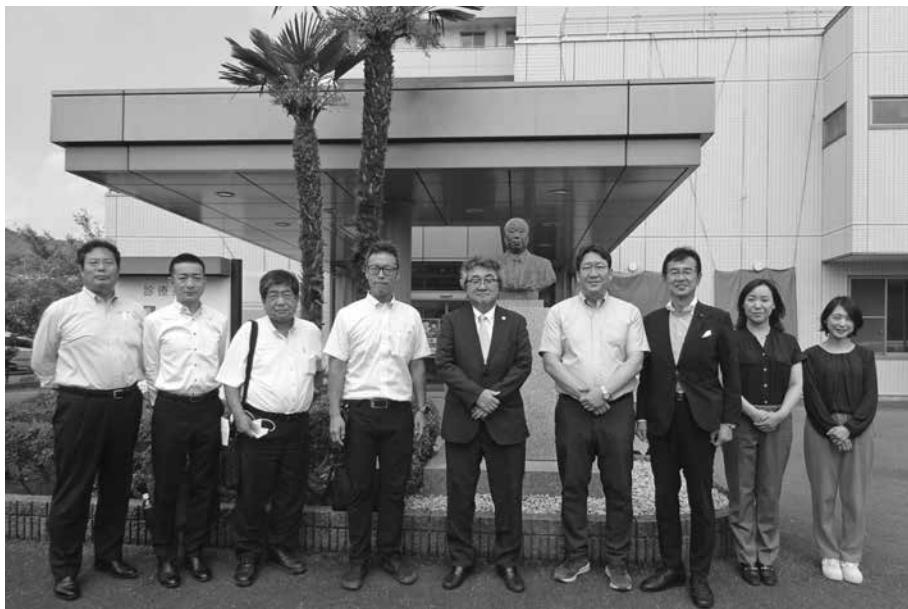
宮崎	栗野	大沢		
岳志	好映	綾子		

演壇

委員会活動

県内調査

健康福祉常任委員会



医療法人大和会西毛病院

1 期 日 令和7年8月26日(火)

2 調査場所 ◎医療法人大和会西毛病院(富岡市)

◎社会福祉法人植竹会(伊勢崎市)

3 出席委員 牛木委員長、今井副委員長、久保田、大和、金沢、鈴木(敦)、鈴木(数)、大沢の各委員

4 調査の概要

◎医療法人大和会西毛病院(富岡市)

医療法人大和会西毛病院は昭和41年、当時まだ精神科病院が整備されていなかった群馬県西部地域に精神科単科病院として開院し、以来半世紀にわたり精神科医療に携わっています。平成11年以降、高齢者介護のニーズに応えるため、介護老人保健施設を開設し、内科療養・介護医療・認知症治療のための

入院療養環境を整備してきている。

また、当法人は、精神疾患や認知症患者、高齢者の方々の暮らしを支えるため、その時に必要とされる医療・介護を提供し、本人や家族がより安心して安全な望む形で暮らすことを目指して活動しているが、医療を取り巻く環境は厳しい状況にある。

については、民間病院における経営状況等の把握の観点から、医療法人大和会西毛病院の調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

本館1階会議室

イ 説明者及び出席者

理事長、看護部長

(県側出席者)

健康福祉部長、副部長(兼)福祉局長、医務課長、医師確保対策室長、障害政策課長、精神保健室長、介護高齢課長、病院局長

ウ 説明内容

資料により医療法人大和会 西毛病院の施設概要及び経営状況等について説明

(2) 観察の状況



施設の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：現在、各地域の医療機関の経営が困難な状況であり、診療報酬の引き上げを国へ働きかけることが必要だと考えているが、国に対して、改めて要望があれば教えていただきたい。また、国から県に下りてくる交付金について、改善要望があれば伺いたい。

答：物価高や人件費の高騰に見合った診療報酬のプラス改定をしてほしい。また、国に対して地域の実情をしっかり伝えることをお願いしたい。「地域医療介護総合確保基金」があるが、単年度予算であり、補助率の関係もあり利用しづらい。また、事業内容もわかりにくいため、わかりやすく説明をしてほしい。

問：中核病院の経営状況は約8割が赤字となっており、県内全域の病院をみても同様の赤字状況となっている。国に現場の生の声や危機的な経営状況であることを伝えていかなければならないと考えているがどうか。

答：地域医療を担う機関として病院経営はやめるわけにはいかない。地域の過疎化が進んでいるが、標準的な医療を持続していくことが重要であり、そのために何ができるのかを考えいかなければならない。収入を増やし、経費を極力削減していかなければならないが、物価や人件費の高騰に対応できていない。また、看護等の資格職の偏在が各地域で起こっている。偏在を解消するためにも、各地域の看護等養成学校の存続も大切であり、各地域の中で人材確保をしていくことが重要である。

問：病院の廊下に掲示されていた「職員の紹介制度のご案内」のポスターの内容について説明をお願いしたい。

答：看護師、介護職員を募集するため、今年4月から職員紹介制度を導入した。友人や家族など、1人でも職員を増やすために、入職から半年間、正職員として在籍すると、紹介者及び紹介された人に給与所得として5万円の報奨金等を支給している。また、入職から1年間在籍すると、5万円を追加支給している。7月31日現在で15名の職員紹介があった。職員の知人である方を紹介されるほうが、採用する病院としても安心感があって良い。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○久保田委員

西毛病院は、精神医療の病院として昭和41年開院以来、現在では400床を超え、精神科以外に内科、皮膚科、歯科の診療科目を有する、群馬県西毛地域にとってなくてはならない重要な基幹病院の一つである。

特に、昨今の少子高齢化が進展する県人口構成の中、多くの医療・療養施設を有し、認知症等の診療科目へのより専門的な対応が期待できる当院の体制は、地域住民にとってより安心感の持てる病院であることが容易に推察できる。

しかしながら、診療科目と入院キャパシティが大きいが故に、今の物価高騰の波は病院経営を直撃し、当院の武田理事長は2年に一度の診療報酬の改定を待てない程の悲痛なまでの厳しさを訴えている。

入院病棟を抱える県内各病院も旧来からの価格改定スパンでは立ち行かない状況となっており、医療機関の体制維持に深刻な状況を来していることがより明らかとなった。

◎社会福祉法人植竹会（伊勢崎市）

社会福祉法人植竹会は、伊勢崎市を拠点に、「子供たちのゆたかな成長を支援し、高齢者のゆたかな老後を支援する」という理念のもと、関わる全ての人、地域を豊かにする総合的な福祉サービスを提供している。

また、当法人は、幼保連携型認定こども園や特別養護老人ホームを運営しており、園児と高齢者の交流を通じて、世代を超えたつながりを大切にしています。園児が高齢者施設を訪問し、歌や遊びを通じて交流するなど、たくさんの仲間たちと豊かな時間を過ごすかけがえのない憩いの場を提供しています。なお、コロナ禍以降は憩いの場の提供を控えていましたが、最近は徐々に以前の状況に戻し始めているところである。

については、園児と高齢者との交流による地域福祉の向上の観点から、社会福祉法人植竹会の調査を行った。

（1）概要説明

ア 説明会場

ケアハウスうえたけ 食堂

イ 説明者及び出席者

理事長（兼）特別養護老人ホーム施設長

理事（兼）ゆたか第二保育園長

（県側出席者）

生活こども部長、こども・子育て支援課長

健康福祉部長、副部長（兼）福祉局長、健康

福祉課長、介護高齢課長

ウ 説明内容

資料により、社会福祉法人 植竹会の実施事業、園児と高齢者の交流、地域貢献活動等について説明

（2）視察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：こども食堂の運営に際して、食品が企業から提供されているが、受入れの窓口となっているのはどこか。

答：企業からの直接的な支援、県・市からの支援の両方があり、支援の割合は半々である。

運営に際して、1人暮らしの高齢者にも声をかけ、食事を通じて子どもと高齢者の交流を図ってきた。「誰でも食堂」を目指していく、ボランティアの方に関わってもらいながら地域の交流を図っていきたい。

問：世代間の交流事業の実施について、力のある事業所は可能であるが、他の事業所が運営する上で、例えば、行政の縦割りの部分など、課題となることはあるか。

答：当園の子どもと前橋市の社会福祉法人ゆずりは会（菜の花）の利用者が一緒に稲刈りをし、収穫したものを一緒に食し交流を図る取組をしているが、感染症だけがネックである。また、受け入れ側も経験がないと不安が生じるため、取組へのハードルは高いと思う。

福祉分野においては、先駆的な人が事業を実践し、それが周囲の人々に認知され、垣根を越えて制度がつくられていくと感じている。

問：外国にルーツをもつ方について、こども食堂において豚肉など宗教上禁忌となる食材があると思うが、どのような確認をしているか。また、高齢者施設の入居者において、手続きなど日本人と異なる扱いをしているか。

答：こども食堂では、事前に案内チラシを配布し、アレルギー等何か伝えたいことがあれば知らせてもらうようにしている。特別養護老人ホームの利用者はいないが、在宅サービス利用者がおり、子や孫に通訳を依頼し確認しながら対応している。各地域の外国籍の方の中にリーダー的存在の方がいるようなので、その方と協力しながらやっていくと支援の輪が広がっていくのではないか。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○大沢委員

社会福祉法人植竹会は、「子供たちのゆたかな成長を支援し、高齢者のゆたかな老後を支援する」という理念の下、関わる人たちや地域を豊かにする総合的な福祉サービスを提供している。今回の調査で

は、高齢者・老人福祉分野と、児童福祉分野の両面での様々な取組を伺った。

同法人では、日常的に幼保連携型認定こども園の園児と、隣接する特別養護老人ホームの入居者の交流を続けている。異なる世代がともに過ごす時間は、子どもたちの社会性や幅広い価値観を育み、高齢者の生きがいにもつながる取組だと感じた。

地域貢献の活動にも力を入れているが、家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」の取組の中で、親の思いを受け止める「傾聴」を重視していることは、悩み孤立化する親の立場での支援を考えるうえでも重要だと感じた。

それぞれの取組で課題になっている部分も伺った。地域で育ち、地域で暮らし続けることへの支援のあり方を、今後の議論にも生かしていきたい。



社会福祉法人植竹会

環境農林常任委員会



Gunma Flower Park⁺

1 期 日 令和7年8月26日(火)
2 調査場所 ◎ Gunma Flower Park⁺(前橋市)
3 出席委員 亀山委員長、水野(喜)副委員長、
橋爪、後藤、須藤、川野辺、須永
の各委員

4 調査の概要

◎ Gunma Flower Park⁺ (前橋市)

ぐんまフラワーパークは、県民に花と緑の憩いの場及び花と緑の学習の場を提供するとともに、花き産業の発展と地域振興を目的に、平成4年4月23日に開園した。

また、同パークは令和7年10月に Gunma Flower Park⁺ (ぐんまフラワーパークプラス) としてリニューアルオープン予定であり、花き振興の拠点と位置づけ、花に興味を持ってもらうきっかけとなり、幅広い世代へ花き需要を喚起する役割を担っている。

については、農業振興行政に係る審査の参考とするため、現地にて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場
Gunma Flower Park⁺ミナモレストラン他
イ 説明者及び出席者
Gunma Flower Park⁺園長
(県側出席者)
農政部副部長、野菜花き課長
ウ 説明内容
園長から運営方針や各エリアの概要について
説明

(2) 観察の状況



説明を受けている様子

【主な質疑】

問：入園者数はどの程度を見込んでいるか。

答：10年目までに1年間35万人を見込んでいる。

問：なぜ35万人なのか。

答：収益から見ると約20万人が損益分岐点と考えている。独立採算で事業を行っていくため、最終的には35万人を目指したい。

問：雇用者はどの程度か。

答：正規雇用は60～70名。繁忙期にはさらに30～40名を短期雇用する。

問：地元住民への配慮は何かあるか。

答：オープン当初は周辺道路の渋滞が予測されるため、影響のある地域には説明を行うとともに招待券を配付することを考えている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○後藤委員

群馬のフラワーツーリズム的一大拠点としての復活が期待されている当パーク。総指揮を執る長田昇園長は、いばらきフラワーパークの園長も歴任している方で、そのノウハウを活かした運営、また、いばらき時代にできなかったことにチャレンジしたいという意欲をお持ちでした。

特に、フラワーホール2階にコワーキングスペースを開設する方針ですが、これは時宜を得た仕掛けであり、フラワーツーリズム以外の需要を喚起する可能性を秘めていると感じました。

また、独立採算に乗せていく戦略として、客単価を増やすべく、魅力ある食事や体験コンテンツを提供することで滞在時間を増やすための工夫をしていく意欲的な方針が伺え、期待の高まる思いでした。

産経土木常任委員会



東善寺

1 期 日 令和7年8月27日(水)

2 調査場所 ◎高崎市小栗上野介プロジェクト
推進協議会（高崎市）

3 出席委員 斎藤委員長、追川副委員長、狩野、
あべ、酒井、安孫子、薬丸、大林、
森、中島の各委員

4 調査の概要

◎高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会

(高崎市)

江戸時代末期の幕臣、小栗上野介忠順が令和9年放送のNHK大河ドラマ「逆賊の幕臣」で描かれるることを受け、高崎市は、行政や観光団体、小栗の顕彰活動の関係者らで作る「高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会」を立ち上げた。

高崎市倉渢町には、小栗公と家臣が眠る墓所である東善寺があり、また、烏川沿いの終焉地にたつ顕彰慰靈碑、観音山小栗邸跡などの関連史跡があり、史跡を巡る観光ルートや小栗公にちなんだ土産品の開発、展示施設の設置などを検討している。

については、観光振興の観点から、高崎市小栗上野

介プロジェクト推進協議会の観光推進の取組について調査するとともに、関連史跡である東善寺について現地調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

高崎市議会第一委員会室

イ 説明者及び出席者

観光課長

(県側出席者)

戦略セールス局長、観光リトリート推進課長、リトリート地域共創主監

ウ 委員外議員出席者

松本(基)議員、鈴木(敦)議員

エ 説明内容

資料を用いて推進協議会の観光推進の取組について説明

(2) 観察の状況



推進協議会の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：3月のドラマ作成発表以前の動きはどうだったのか。

答：旧倉渕村時代（平成11年）に大河ドラマ化の要望を行っているが、それ以降は目立った動きはなかった。正月ドラマや特集で小栗公が取り上げられたことはあった。3月の発表時は、発表30分前に東善寺の住職に電話があった。

NHKでは、前年の11月頃、極秘に東善寺へ行って住職から話を聞いて調査していたとのことである。寝耳に水であった。

問：ドラマ化で見てほしいポイントは。

答：これから撮影に入るが、情報収集しているところである。皆様に知られていない部分、知られる歴史を表に出せたらと考えている。

問：関連するものと合わせて経済効果を期待したいがいかがか。

答：県内の関連施設も調査している。倉渕に来られる方に記念品が用意できればと考えている。経済効果の数字的なものはまだ算出していない。

問：多くの人が来た場合、駐車場、ガイダンス施設の整備など地元の理解が必要だと思うが。

答：駐車場を確保するなどの適地が少ない。道の駅などを利用した二次交通も視野に入れている。

倉渕の自然や文化は守ることを前提に考えたい。

問：関連史跡環境整備の予算対応など迅速な対応に

感謝しているが、記念館の建設についてはいかがか。

答：ドラマとは別に、東善寺では記念館の建設について独自に進めていた。顕彰会とも連携して、一般法人化を含めて今後進めていきたい。

問：群馬県との連携はどうか。

答：協議会にはオブザーバーとして、戦略セールス局長に出席いただいている。県内に関連施設もあるので、観光資源としてどのように活かせるか、また、どのように小栗公の歴史を伝えることができるか、県と一緒に考えていきたい。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

◎東善寺（高崎市）

(1) 概要説明

ア 説明会場

東善寺

イ 説明者及び出席者

東善寺住職、小栗上野介顕彰会会長

（県側出席者）

戦略セールス局長、観光リトリート推進課長、リトリート地域共創主監

ウ 説明内容

資料を用いて小栗上野介について説明

(2) 観察の状況



東善寺で説明を受ける様子

【主な質疑】

問：ドラマを契機に訴えたいことは何か。

答：小栗公のことをまず知ってもらいたい。遣米使節団として派遣されているが、教科書では咸臨丸の話に変わっている。横須賀造船所建設も明治維新後の話として伝わっている。近代化を推し進めた人として、教科書に載るべき人であることを知つてもらいたい。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○安孫子委員

2025年3月3日、突如2027年大河ドラマ「逆賊の幕臣」の制作発表を受け、4月30日に第1回プロジェクト推進協議会の開催を皮切りに、「広報高崎」の取組や、地域にゆかりのある倉渕小学校や東善寺と連携し、「小栗まつり」の開催など、積極的に宣伝活動がなされています。

また、小栗にちなんだお土産品のアイデアや商品開発等の募集も開始されており、さらには、高崎市

議会においても「小栗公ゆかりの地、観光推進事業」の予算案も可決されております。高崎市全体で力を入れての取組と受け止めました。

協議会の構成メンバーも、高崎観光協会、安藤理事長を先頭に、顕彰会会长長、小学校長、商工会長など13名の幅広いジャンルの方々で組織されており、中でも小栗上野介忠順らの墓がある東善寺の村上住職が入られていることに、歴史深い大河ドラマになると感じました。

最後に印象に残ったことは、高崎市役所で経済効果の目標や観光振興の活性化の見込みについての質問に対して、今回の大河ドラマで、高崎市とともに盛大に花火を打ち上げるような気持ちではなく、多くの人々に小栗と高崎市（倉渕）にゆかりがあることを知つてもらえば良くて、お土産品もどうかな？と思っており、お土産をたくさん売る気持ちではなく、記念品みたいになればとの答弁に、地域の思いをきちんと受けて取り組まれていることが伝わりました。

総務企画常任委員会



群馬県立館林美術館

1 期　　日 令和 7 年 8 月 28 日(木)

2 調査場所 ①群馬県立館林美術館(館林市)
②大泉町役場(多文化共生事業)

3 出席委員 高井委員長、矢野副委員長、
井田(泉)、水野(俊)、金井、
井田(泰)、宮崎、丹羽の各委員

4 調査の概要

①群馬県立館林美術館(館林市)

県立館林美術館は、県立近代美術館(高崎市内)から遠隔地にあたる県東部に位置し、より多くの県民の方々に美術作品鑑賞の機会を提供することを目的に、平成13年10月26日に県内で2館目の県立美術館として開館した。

同館は、彫刻など造形美術に関する展示に特徴があり、令和7年度は、木彫作品の彫刻家による企画展や、19世紀末から20世紀の陶磁器、銀器、ガラス器を中心に北欧デザインの魅力を紹介する企画展などを開催する他、新たな取組として令和6年度から「たてびシアター」を実施。別館ワークショップ室を会場に、舞台芸術の公演を募集、審査で選ばれた

団体が上演するという企画で、美術館に足を運んでもらうための仕掛けを行っている。

については、文化振興行政に係る審査の参考とするため、現地にて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明者及び出席者

館長

(県側出席者)

地域創生部長、ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長、文化振興課長

イ 委員外議員出席者

久保田議員、松本(隆)議員

ウ 説明内容

説明資料により、美術館の特徴、展示や取組の内容などについて説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：来場者のうち、県内者と県外者の割合はどのくらいか。

答：来館者アンケートによると、県外者が約6割となっている。館としては、今後の課題として、県内からの来訪者を増やす取組を進めていきたいと考えている。

問：収蔵品の管理で事故等がないよう、維持管理費の確保は重要であると思うが、予算の増額等の検討はされているのか。

答：主管課の文化振興課とも相談しながら、事故等がないよう必要な予算を確保するなど、適切に対応していきたい。

問：敷地内は芝生等がきれいに整備されているが、どのくらいの経費がかかっているのか。

答：建物周辺は、館林市の土地であるため、芝生等の管理は市の方で対応してもらっている。なお、建物を含め、景色がきれいであるため、最近は景観を楽しみに来る方も多いようである。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○宮崎委員

県立館林美術館を訪れたのは初めてではありませんが、季節が違ったとみて、その独創的な建築と美しい庭園やカスケードに、新鮮な驚きを覚えました。

た。その一方、この施設を荒れることなく保つための維持管理費は相当高くなるのではないかという心配も覚えました。美術館側より話をうかがったところ、建物本体と建物周辺の敷地以外は基本的に館林市の所有であり、維持管理の負担も館林市にお任せできているということで、大変ありがたいことと感じております。

調査時は企画展「はしもとみお木彫展～いきものたちとの旅～」を開催していましたが、その展示も工夫が凝らされた素晴らしいものであり、過去最大規模の来館者があるとうかがいました。動物がモチーフというわかりやすさに加え、夏休み中ということもあって多くの子どもが訪れており、「アート」の敷居の高さを引き下げたことが、高い評価につながったのではないかと思います。

館林という立地上の特性もあり、来館者は県外が6割、市内を含む県内が4割ということであり、美術館側からは「群馬県民の税金で運営されている施設であり、より県内からの来館者を増やしていきたい」との意気込みが示されました。私個人の提案としては、高崎市にある県立近代美術館と連動した企画など高崎～館林を周遊してもらう試みや、両館のセット券の販売なども面白いのではないかと思いました。

◎大泉町役場（多文化共生事業）

大泉町は、令和7年4月末現在、町民に占める外国人比率が21.8%となっています。製造業が盛んで、多くの優良企業が立地し、町内企業に多くの外国人が従事し、定住者も増加していることから、役場としても様々な取組に力を入れている。

例えば、「多文化共生コミュニティセンター」では、町からの行政情報だけでなく、日本の文化や生活習慣、マナーなどについても多言語で情報提供しています。一方、外国人町民も地域社会の一員として地域活動等に参加している。外国人はともに地域で暮らす住民であり、お互いを尊重し、協力しあいながら多文化共生を進めている。

については、多文化共生の推進に関して、大泉町の現状と今後の取組について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明者及び出席者

町長

(県側出席者)

地域創生部長、ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長

イ 委員外議員出席者

久保田議員、森議員

ウ 説明内容

町長から町の多文化共生の取組全般について説明



あいさつをする高井委員長

【主な質疑】

問：町長が就任以降、大幅に地域の犯罪率が下がったとの説明があったが、具体的にどのような対策を行ったか。

答：外国籍住民に防犯協会の活動に参加してもらったり、震災時のボランティア活動に関わってもらったりする中で、信頼関係を築いてきた。また、外国籍住民からの様々な要望を聞く努力を続けてきたこともよかったのではないかと思っている。

問：他の地域では、コミュニティ間の争いなどがあると聞いたことがあるが、大泉町ではどうか。また、その対策は何かしているのか。

答：時にはトラブルが起こることもあるが、非常に少ないと認識している。何か起これば、私(町長)が行って話をして収めることもある。グループを孤立させないよう、コミュニケーションを密にすることが大事ではないか。

問：今後、介護が必要な外国人が増えると思うが、対応状況はどうか。

答：外国籍住民の高齢化が進んでおり、受皿を作る時期にきている。制度整備等について国への働きかけを強めるとともに、町としてできることを進めていきたい。

問：町の総合計画に「行政とのパイプ役となるキーパーソンの発掘に努める」との記載があるが、具体的にどのように取り組んでいるのか。

答：私（町長）が地域の飲食店に行って歓談する中で目星をつけ、あとで正式に役回りなどをお願いする形で対応している。非常にスムーズに対応できている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○丹羽委員

大泉町を視察し、県政にとって多文化共生の課題と可能性を改めて認識しました。

スバルやパナソニックの工場増設により、今後さらなる労働力確保が必要となる中、外国人材の受け入れは避けられず、その生活を支えるエッセンシャルワーカーの存在も重要です。1990年の出入国管理法改正以降、外国人住民が定住し、村山町長就任以降は全国190以上の自治体が大泉を視察に訪れています。生活保護への不満や「犯罪増加」との誤解もありますが、数字が示す事実を正しく伝えることが不可欠です。

「大泉を知らずして多文化共生を語るべからず」という言葉通り、日本語学級を全小中学校に設ける取組は全国のモデルとなるものであり、県としても積極的に学ぶべき点です。

さらに台風19号の際には40人の職員を配置し、補

助金や罹災証明の説明会を実施するなど、災害時対応においても多文化に寄り添う姿勢が徹底されました。県議会としても、この知見を群馬全体の政策に活かす責任を強く感じました。



文教警察常任委員会



群馬県警察鑑識科学センター

1 期　　日 令和7年9月12日(金)

2 調査場所 ◎群馬県警察鑑識科学センター
(前橋市)

◎群馬県立沼田高等学校(沼田市)

3 出席委員 松本(基)委員長、入内島副委員長、
星野、金子、加賀谷、秋山、
松本(隆)、清水の各委員

4 調査の概要

◎群馬県警察鑑識科学センター(前橋市)

鑑識科学センターでは、鑑識課及び科学捜査研究所により、犯罪現場から採取された遺留品などの資料の鑑定・検査・実験などを通じて、科学的な捜査支援が行われている。

また、センター内には直轄警察犬の訓練所が併設されており、強盗、窃盗等の犯罪捜査や行方不明者等の捜索活動に活用されている。

近年、犯罪は複雑化・多様化しており、目撃者や手がかりが少ない事件も増加している。こうした状況の中、犯人の早期検挙に繋がる高度な鑑定技術の研究・開発などが、ますます重要となっている。

については、当センターを訪問し、業務内容や運営状況について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

鑑識科学センター 3 F 会議室

イ 説明者及び出席者

刑事部長、鑑識課長、科学捜査研究所長、装備施設課長ほか

ウ 委員外議員出席者

鈴木(数)議員、中島議員

エ 説明内容

鑑識科学センター（直轄警察犬訓練所含む）の業務内容や運営状況などを説明

(2) 観察の状況



業務内容の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：技術系の職員の人材育成は、どのように行っているのか。

答：同じ所属に長期間在籍し、経験を積むことにより、技術力を高めている。

問：一般的に技術系の職員は後継者不足であるとの話を耳にするが、こちらの職員はどうか。

答：同じ年代の職員は定年退職が同時期となってしまうため、ある程度異なる年代の職員を採用することを心掛け、知識や技術等の承継を行っている。

問：過日、佐賀県警察本部の科学捜査研究所の職員が、過去7年間にわたり未実施のDNA鑑定を実施したかのように装っていたとの報道があつたが、このような事件を受けて、群馬県警としての対応や取組はどうか。

答：職員に向けた示達を準備しているところである。なお、本県では担当係全員で相互チェックを行っているため、このような事案は発生していない。

問：警察犬が事件・事故現場に臨場することはあるのか。

答：直轄警察犬は現在3頭いるが、行方不明者の捜索や逃走犯の追跡など、年間200件程度臨場している。なお、対応しきれない分については、嘱託警察犬が対応している。

問：鑑定や検査を行う上で、日々新しい技術や機器が出てきていると思うが、職員の研修や機器の更新状況はどうか。

答：新たな技術等については、全国会議等における事例紹介などにより情報収集を行い、積極的に鑑定や検査に取り入れている。また、機器については、壊れて使用できないようなことがないよう、計画的に更新を行っている。なお、必要に応じて購入以外にリースにより対応している。

問：群馬県警で鑑定や検査を行うことができないケースを他の都道府県警察に依頼することはあるのか。

答：鑑定や検査に当たり、群馬県警が所有していない機器等を使用する必要がある場合などに依頼することがある。

問：施設はエレベーターもなく老朽化しているようであるが、築何年か。建物の修繕や機器の更新など、予算化に向けて必要があれば、我々も応援することができると考えている。

答：築36年である。修繕等については長寿命化の予算により対応している。

問：会計年度職員が多いが、警察職員のOBか。

答：OBもいるが、それ以外の専門職員もいる。

問：職員配置から推測すると、犯罪被害者が女性の場合、対応できる職員は1人ということになるのか。それではコンプライアンス的に問題があるのではないか。

答：現場に応じて他の所属の女性職員に応援を求めるため、1対1で対応しているわけではない。

問：夏の暑さ対策として、職員に冷却ベストが配布されたようであるが、配布状況はどうか。

答：試行段階のため、希望者に対し配布している状況である。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○金子委員

鑑識科学センターは、鑑識課および科学捜査研究所で、犯罪現場から採取された遺留品などの資料の鑑定・検査・実験などを通じて、科学的な捜査支援を行っている。

また、センター内には直轄警察犬の訓練所が併設されており、強盗、窃盗等の犯罪捜査や行方不明者等の捜索活動に活用されている。

調査では各鑑定や検査を見学し、直轄警察犬のかぎ分け訓練や指紋採取を行う等、科学的捜査の重要性を認識できた。

近年、犯罪は複雑化・多様化しており、目撃者や手がかりが少ない事件も増加している。こうした状況の中、犯人の早期検挙に繋がる高度な鑑定技術の研究・開発などが、ますます重要となっている。建物の建替え・大規模改修、鑑定・検査機器の早期更新の必要性を認識した調査となった。

◎群馬県立沼田高等学校（沼田市）

新沼田高等学校は、「沼田高校・沼田女子高校統合に係る基本的な方向性」に基づき「沼田・利根地区新高等学校の基本構想」に沿った整備を進め、高いレベルの進学を目指す新高等学校として、令和7年4月1日に開校した。

設置場所は旧沼田高等学校校地であり、全日制課程の普通科のほか、定時制課程を設置している。

当校は、「高く理想を掲げ、主体的に真理を探究する精神を養い、多様な視点を持って新たな時代を切り拓いていくための資質・能力を育成する」ことを教育目標とし、豊富な選択科目のある「進学重視型単位制」を採用している。

また、特色ある教育内容を実現するための施設として、既存校舎等の充実を図り、図書館を核とした最新のICT機器を備えた学びの発信基地であるメディアラーニングセンターのほか、生徒主役の探究活動を育むための講義室や共同学習に最適なフレキシブルラーニングエリアの整備を行っている。

については、同校を訪問し、教育内容や施設整備状況について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

メディアラーニングセンター

イ 説明者及び出席者

校長、教頭ほか

ウ 説明内容

教育目標や教育課程、施設紹介などについて説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：PTAはどのような組織形態となっているのか。

答：統合前から旧沼高と旧沼女のPTAで協議を行い、現在は一つの組織となっているが、（経過措置として）役員が定員より多くなっている。

問：生徒が自分で考えて自らの学びをデザインしていくことは非常に大切なことであり、その力を育てていくことが非常に大切であると考えているが、本校のキャリア教育は、そのようなことを踏まえた内容となっているのか。

答：生徒は大学進学の先を考えることが困難であることから、探求に必要なスキルを計画的に学習し、自分の興味・関心の対象を生かし、職業や将来の進路について考えを深め、探求課題としての解決を目指すことを目的としたものとなっている。

問：生徒の将来を考えると、働くということに対する考え方を醸成する必要があり、そのためにはより多くの職種を知っていく必要があると考えている。そのような観点から、今後取り組むこととしていることがあれば御教示願いたい。

答：探求の学習の一環として、生徒を信用して学校外での活動を認め、様々な人に出会い話を聞くことが、その一助となると考えている。

問：生徒会の権限はどのようになっているのか。

答：生徒と教員の調整役やパイプ役を担っている。

問：校歌は新しくなったのか。

答：絲山秋子氏に作詞を、伊藤康英氏に作曲を依頼し、新しい校歌を制作した。校歌制作は、伊藤氏の曲に絲山氏が歌詞をつけていくという、曲先行の形で行われた。また、絲山氏は実際に沼田の地を訪れ、さらに沼田高校と沼田女子高校の校歌にあるフレーズを取り入れることにより、在校生やOB・OGにも親しみが持てる歌

詞としていた。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○星野委員

沼田高校、沼田女子高校の統合は糺余曲折の末、令和7年4月に高いレベルの進学を目指す新沼田高校が開校した。

「高く理想を掲げ、主体的に真理を探究する精神を養い、多様な視点を持って新たな時代を切り拓いていくための資質・能力を育成する。」という教育目標を実現するために、メディアラーニングセンターを中心に、今までの「学校」という概念にとらわれない施設の整備が行われている。それらの施設を生徒が生き生きと楽しそうに主体的に活用している姿を見ることができた。先生方も指導だけでなく生徒と共に真理を探究しているように感じられた。

統合前にも沼高・沼女の生徒たちがより良い新沼高のために話し合いの場を持っていたが、開校後初めての体育祭を今年の干支にちなみ「乙巳祭」とするということを聞き、両校の伝統を受け継ぎさらに未来に向けて発展させていくという強い意欲を感じた。今後に期待したい。



コミュニケーションエリア

県外調査

議会基本条例推進委員会



富山県議会議事堂

- 1 期 日 令和7年8月19日(火)~20日(水)
- 2 調査場所 ◎富山県議会(富山県富山市)
◎長野市議会(長野県長野市)
- 3 出席委員 星野委員長、矢野副委員長、金井、
薬丸、大和、川野辺、加賀谷、
入内島、秋山、中島の各委員
- 4 県議会事務局出席者 議会事務局長、政策広報
課長

5 調査の概要

◎富山県議会(富山県富山市)

富山県議会では、議会活動への理解・関心を高めるための取組として、高校生を対象に、県議会議員が学校を訪問し、地域をよりよくする取組など身近なテーマについて議論や意見交換を行う出前講座を開催している。各常任委員会及び特別委員会では、所管重要テーマについて、関係者との意見交換会を開催している。また、令和3年度から発行されている富山県議会だより「TOYAMA ジャーナル」は、

毎号アンケート調査で読者の意見を取り入れて、親しみやすい誌面構成を重視した編集を行っており、これまでに「日本地域コンテンツ大賞(令和5年度までは「日本地域情報コンテンツ大賞」)」の各種賞を3回受賞している。

議会改革の取組としては、「富山県議会危機管理対応マニュアル」を制定し、大規模災害、事故又は事件等発生時における議会及び議員の役割及び対応を明確化している。また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修を継続的に実施するとともに、相談体制の周知に努めている。

については、今後の本県の議会活動への理解・関心を高めるための取組と、議会改革の取組の参考とするため、富山県議会における取組を調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

富山県議会議事堂4階 第1委員会室

イ 説明者及び出席者

富山県議会事務局次長、議事課長ほか

ウ 説明内容

説明資料により、下記について説明

- ・富山県議会における議会活動への理解・関心を高めるための取組について
- ・富山県議会における議会改革の取組について



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：高等学校等での出前講座について、これまでに参加した高校はどのような状況か。

答：これまでに複数回参加した高校もあるが、毎回同じ高校にならないよう、できるだけ幅広く参加してもらえるようにしている。

問：1年間に参加する高校の数については、どのように考えているか。

答：1年間で6校程度が適当だと考えている。

問：「TOYAMA ジャーナル」とは別に、富山県議会の広報誌もあるのか。

答：そのとおりである。もともと富山県議会の広報誌はあったが、定例会の内容を紹介するものになかったので、そこを補うことと若者をターゲットにすることを目的に、新たに「TOYAMA ジャーナル」を発行することとなった。

問：「TOYAMA ジャーナル」の発行部数は5万部とのことだが、どこに配布しているのか。

答：市町村役場、公民館、図書館及び大学などに配

布している。

問：「TOYAMA ジャーナル」の制作は、コンサルタント会社に委託しているのか。

答：富山県議会議員の中に、もともとフリーペーパーの編集長をしていた方がいて、その方の知見を得て制作することになった。

問：「富山県議会危機管理対応マニュアル」の策定に当たっては、議員も参画したのか。

答：議員の意見も取り入れて策定した。

問：高等学校等での出前講座については、特定のテーマを設定して実施しているのか。

答：生徒たちの意見を引き出しやすい身近なテーマを設定している。

問：「TOYAMA ジャーナル」にはイラストや写真が多く掲載されているが、今後若者向けの動画を制作することは考えているか。

答：「TOYAMA ジャーナル」を制作するに当たって、動画を組み込むことも検討していたが、現時点では、そこまではできていない。

問：「TOYAMA ジャーナル」のアンケートで「今後は読みたくない」との回答は、どのようなことが原因だと考えられるか。

答：文字が多すぎるという意見が圧倒的に多かった。このことから、写真を多く掲載したり、文字を大きくしたりなど、改善を図ってきた。また、出前講座に参加した生徒に誌面に出てもらうなどの工夫を行っている。

問：出前講座で出た意見について、議員が一般質問で取り上げて、予算化したものはあるか。

答：バスの情報が取得しにくいという意見があり、議員が一般質問で取り上げたところ、バスロケーションシステムというサービスが新たにできたという事例がある。

問：意見が実際に施策に反映されたということを、生徒に伝えているか。

答：別の出前講座をする際に伝えている。

問：出前講座の準備は議員自らが行っているのか。

答：議員と事務局が連携して、学校側との調整等を

行っている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○秋山委員

富山県議会では、大規模災害、緊急事態等が発生した際、「富山県議会基本条例」等に基づき速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るマニュアルを策定している。

県議会の対応として、執行部が災害対応等に専念できるように協力支援を行うこととし、各議員が把握した被害状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として、要望提案活動を行うと定めている。

議員の対応として、地域の被害情報の収集や救助、救援活動を実施し議会事務局への情報提供や被災地調査、視察等への積極的参加協力を求めている。

群馬県議会においては、災害発生時のマニュアルを策定しておらず、早急な対応が必要と感じた。

また、議会におけるハラスメント防止のための研修については、毎年、各分野の専門家を招いて研修会を実施し、議員の意識向上に努めている。

○中島委員

議会基本条例推進委員会の視察として、富山県議会を訪れ、それぞれの取組を学んだ。

特に印象的だったのは、富山県議会が発行している広報誌「TOYAMA ジャーナル」である。ポップで親しみやすい誌面づくりにより、若い世代にも議会活動を知つてもらう工夫が凝らされていた。

一方で「柔らかすぎるのでは」との声もあり、発信の難しさを改めて実感した。

群馬県でも県民に政策や議会を身近に感じてもらうためには、わかりやすさと信頼性のバランスが求められる。今回の学びを踏まえ、広報やSNSを活用しつつ、県民の皆様が関心を持ちやすいかたちで情報を届け、より開かれた議会を目指したい。

◎長野市議会（長野県長野市）

長野市議会では、議会活動への理解・関心を高めるための取組として、県議会議員が大学や高校を訪問し、特定のテーマについて議員と学生とが複数のグループに分かれて意見交換を行う「議員と話そうカフェトーク」を開催している。また、4つの特別委員会が調査している事項からテーマを設定し、テーマごとにグループを分けて市民と意見交換を行う「市民と議会の意見交換会」を開催している。

議会改革の取組としては、令和4年度に市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントが発生した場合の措置に関する必要な事項を定めた「長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を制定した。また、子育て中に議会の傍聴をする場合、対象となる保育所等で一時預かりを利用した際の料金を全額減免又は全額補助する制度を実施している。

については、今後の本県の議会活動への理解・関心を高めるための取組と、議会改革の取組の参考とするため、長野市議会における取組を調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

長野市役所第一庁舎7階 第一・第二委員会室

イ 説明者及び出席者

長野市議会議長、長野市議会事務局次長兼総務議事調査課長ほか

ウ 説明内容

説明資料により、下記について説明

- ・長野市議会における議会活動への理解・関心を高めるための取組について
- ・長野市議会における議会改革の取組について



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：ハラスメント調査委員会が設置されたのは、令和6年10月の1回だけか。

答：そのとおりである。

問：ハラスメント調査委員会は、マスコミに報道されたのか。

答：ハラスメントをされたと申し出た議員に対して、公開又は非公開の意向を確認し、ハラスメントをしたとされた議員に対しても公開又は非公開の意向を確認した。その上で、委員会に諮って公開又は非公開を検討した結果、公開することとなった。

問：ハラスメントはセンシティブな問題なので、公開することによって、議員の活動を様々な場面で委縮させることにならないか。

答：議会運営委員会などで、そのような意見は出ている。

問：議員から職員へのハラスメントに関するアンケートを実施しているか。

答：職員を対象にしたアンケートを実施している。議員からのハラスメントについての質問項目もある。

問：「議員と話そうカフェトーク」について、グループの中で出た意見を集約しているのか。

答：広く知識を集めることを目的にしているので、グループ討議のように意見の集約はしていない。

問：カフェトークの一番のメリットはなにか。

答：若者に議員や議会を身近に感じてもらうことである。

問：ハラスメント調査委員会の表決は、原則全会一致とされているが、その考え方を伺いたい。

答：ハラスメントを認定するのは、非常に重いことなので、全員が一致しなければいけないという考えがあったものと思われる。

問：ハラスメント案件の手順は、まず議長に相談するとのことだが、議長の人柄により相談をしにくかったり、相談しても穏便に済まされたりするような懸念がある。このことから、議長に対する研修のような取組を行っているか。

答：専門の研修は行っていない。相談があった場合には、事務局もサポートしなければいけないと考える。

問：ハラスメント調査委員会は議員で構成されているが、議員のハラスメントの問題を、同じ議員が中立な立場で審議できるのか。

答：議員と関係のない者で構成する第三者委員会を設置するべきという意見もあり、今年の6月の議会運営委員会で提案もあったので、現在検討を進めている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○入内島委員

「長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱」ではハラスメントをセクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントと分類している。また、研修等を通じて認識を新たにするよう努めている。

ハラスメントが議長に相談された場合、議長判断により、長野市議会ハラスメント調査委員会が設置される。

調査委員会は議員が構成員となることから中立性の確保についての難しさもあるようだ。（会派の判断が影響する可能性）

そして、議決は多数決ではなく、全会一致によることも課題となっている。

しかしながら、こういった要綱が整備された意義は大きく議員として襟を正していくことの重要性を学んだ。

また、市民の議会傍聴を促進するため、子育て世代の乳幼児一時預かりサービスを実施していることから、このことについても調査したが、利用者は少なく継続か否かを検討しているとのことである。

ネット配信等の利用ができることなどから、わざわざ議場に足を運ぶ必要性が低いことがその理由と考えられる。

○矢野副委員長

長野市議会では、若い世代に議員を身近に感じ、

議会について知つてもらうために、議員が大学や高校を訪問し、特定のテーマについて議員と学生とが複数のグループに分かれて意見交換を行う「議員と話そうカフェトーク」を開催している。

このカフェトークを開催することで議員をより身近に感じることができ、生徒たちにとってこれから長野市の未来構想について考えるきっかけとなっている。

学生からいただいた貴重な意見は、今後の議会活動の参考にしているとのことである。

この度の調査により本県の議会活動への理解、関心を高めることができ、今後の議会改革の参考にしていきたいと思う。

~~~地域支援に関する特別委員会~~~



自動運転バス

1 期 日 令和7年9月1日(月)~3日(水)

2 調査場所 ◎MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) (大阪府東大阪

市)

◎京都府文化学術研究都市推進課・(公財)関西文化学術研究都

市推進機構（訪問先：けいはんなプラザ／京都府相楽郡精華町）

◎けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）（京都府相楽郡精華町）

◎ STATION Ai（愛知県名古屋市）

3 出席委員 狩野委員長、追川副委員長、後藤、金井、金子、金沢、牛木、須永、丹羽、清水の各委員

4 調査の概要

◎ MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）
(大阪府東大阪市)

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）は、大阪府と（公財）大阪産業局が運営する、府内ものづくり中小企業の総合支援拠点である。

本施設は、「変革と挑戦をめざす企業への支援」をミッションとして、企業が地域にありながらイノベーション意欲を喚起し、自ら経営力・展開力の向上にむけた変革と挑戦をめざす自律成長型の企業支援などを実施している。施設内では、国内最大級200ブースの常設展示場に、部品、機械のほか、航空・宇宙産業、バイオ・医療、IT・ソフトウェア等様々なジャンルの中小企業が最新技術・製品を展示し、ビジネスマッチングの場として国内外より多くの来訪者を迎えている。

ものづくり産業を強みとする群馬県においても、中小企業への支援は重要であり、については、本県施策の参考とするため、施設の取組などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

MOBIO 北館 3階 309会議室

イ 説明者及び出席者

MOBIO 事業部 事業支援チーム チーフ
(県側出席者)

産業経済部長、未来投資・デジタル産業課長、ものづくりイノベーション室長、ものづくり

イノベーション室技術開発係長、交通イノベーション推進課長

ウ 説明内容

パワーポイント資料により事業概要等について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：常設展示の入替え頻度はどのくらいか。

答：企業からは月額22,000円の費用をいただいている間は、費用をいただいている間は、展示ができる

ことになっている。

問：これまで、企業間のマッチングで、うまくいった事例があれば伺いたい。

答：ある企業の方が常設展示を見て、この技術を使いたいということで展示企業に橋渡しをし、実際の取引につながった事例がある。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○牛木委員

大阪府の MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）の観察は、製造業が盛んな群馬県にとって大変学びのあるものだと感じました。

特に、群馬県の主要産業である自動車関連分野が変革期を迎え、事業転換や新分野へ進出、DX化による効率化・低コスト化が求められている中で、中

小企業のビジネスマッチングの機会を創出する場というのの大変有用であると思います。

中小企業の優れた技術や製品を一度に集めた常設展示場では、市内企業同士だけでなく、市外、または国外からの視察等も多く受け入れているということで、技術力はあっても営業力、マーケティング力が足らずに光が当たっていなかった企業に光を当て、成長に繋げていくことが出来る可能性があります。

また、専門家によるワンストップ相談窓口や産学連携支援もあり、こうした仕組みを参考にして、群馬の中小企業支援を進め、専用施設の整備等に活かしていくことができれば、中小企業の活性化に繋げていけるのではないかと感じました。

◎京都府文化学術研究都市推進課・(公財)関西文化学術研究都市推進機構

京都・大阪・奈良の3府県にまたがる緑豊かな京阪奈丘陵において、関西文化学術研究都市整備促進法に基づく国家プロジェクトとして整備・振興を進めているのが「関西文化学術研究都市（愛称：けいはんな学研都市）」である。

エリア内には、7つの大学、量子科学、地球環境、電気通信、情報通信のほか、知能、バイオ、ロボティクスなどに関する国や大手企業の研究機関をはじめ150以上の施設が立地し、研究者等約1万人、人口も25万人を超えるなど、学術研究だけでなく産業や地域社会が共存する「産学公住一体型」の学術研究都市を形成している。

我が国最先端の産業技術研究の場である「けいはんな学研都市」を所管する京都府担当課、そして取組の中心となっている(公財)関西文化学術研究都市推進機構から、プロジェクト全体像や最新の研究等について聴取し、本県の産業振興施策の参考とするため、調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

けいはんなプラザ ラボ棟11階 天の川PLUS

イ 説明者及び出席者

(公財)関西文化学術都市推進機構 常務理事、京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課課長補佐兼係長

(県側出席者)

産業経済部長、未来投資・デジタル産業課長、ものづくりイノベーション室長、ものづくりイノベーション室技術開発係長、交通イノベーション推進課長

ウ 説明内容

パワーポイント資料により、けいはんなプロジェクト等の概要について説明

(2) 観察の状況



あいさつをする狩野委員長

【主な質疑】

問：自動運転技術の部分について、雪道などの場合、道路上のセンサーが効きにくくなると思うが、どのような検討がされているか。

答：カメラやデジタルマップによる精度向上を進めているが、これ以上は企業秘密の部分もあり、説明は控えたい。

問：自動運転バスの導入は、ガソリン車とEV車どちらで検討されているのか。

答：大型バスでは、EV車だと価格が高い、馬力が不足、まだ国内で生産されていないなどの理由から、現状はガソリン車で実証等を進めている。場所によって、小型の車両が使えるところは、

EV 車も検討されると思う。
※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○須永委員

けいはんな学研都市は、新たな価値を創造する都市として、クラスター型開発、産学官民の連携、文化・学術施設と住宅の複合開発という特長的なまちづくりを展開している。研究機関や実証フィールドが住宅地に隣接しており、住民が日常の延長として研究や実証に関われる環境が整っている点が印象的だった。

自動運転などの先端技術の実証を公道で行える「K-PeP」、人的ネットワークを形成する「Club けいはんな」、起業や社会実証支援を担う「Club けいはんなサポートサービス」といった仕組みは、研究と暮らしが一体となった実践型イノベーションの象徴である。また、生活者がアンケートやワークショップ、プロトタイプ評価などを通じて研究開発に関わる体制は、技術と社会の橋渡しとして機能しており、極めて先進的である。

群馬県でも、こうした観点を重視した共創型の研究・開発・実証の場を広げることが、次世代産業振興のカギになると確信した。

◎けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK) (京都府相楽郡精華町)

KICK（けいはんなオープンイノベーションセンター）は、公益財団法人京都産業21が京都府と連携し、健康・医療、エネルギー・ICT、農業、文化・教育などの先進的な研究開発を推進するオープンイノベーション拠点である。

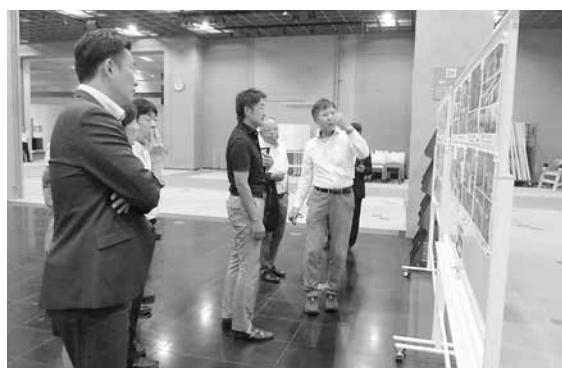
一方、京都府では、持続可能な地域公共交通を確保するために、自動運転バスの社会実装に向けた、実証事業に取り組んでおり、今般、KICK とその周辺の公道で、自動運転バスの運行（レベル2（部分運転自動化））を含む複数台遠隔監視の実証を行うこととなった。

については、交通イノベーションの取組を進めている本県の施策の参考とするため、本施設における取組と自動運転バス実装事業の詳細について調査を行った。

(1) 概要説明

- ア 自動運転実証実験バス試乗
けいはんなプラザ～KICK 間 往復／概要説明
- イ 説明会場
2階ガイダンスルーム
- ウ 説明者及び出席者
公益財団法人京都産業21イノベーション統括本部 けいはんな支所長
(県側出席者)
産業経済部長、未来投資・デジタル産業課長、ものづくりイノベーション室長、ものづくりイノベーション室技術開発係長、交通イノベーション推進課長
- エ 説明内容
パワーポイント資料により、施設や事業の概要について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：自動運転バスにおいて、監視を効率化するため、「1人で3台」のバスを監視する想定で進めているとのことだが、一度に複数のバスでト

ラブルが起きた場合、どのような対処が検討されているのか。

答：その点は、大きな課題の一つだが、例えば、「2人で6台」や「3人で9台」といったように、複数人での対応が検討されている。

問：KICK では、施設の利用料がたいへん安価な設定だが、どのような分野の方の利用が多いのか。

答：団体、個人など様々な方に利用いただいているが、スタートアップ企業関係が最も多く、次いで大学関係が多くなっている。

問：こちらの施設を利用した企業等の中で、実証や実用化につながったものの事例があれば伺いたい。

答：実証までいっている例はいくつかあるが、実用化されたものはまだない。

例えば、二酸化炭素と水から次世代のエコ燃料を精製する取組や、飲食店などの配膳ロボットの実証実験などが行われている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○丹羽委員

けいはんなオープンイノベーションセンターでは、先端技術の社会実装に向けた多様な取組を学びました。同センターが保有する貸し出しロボットについての委員からの質疑では、大学や研究者、個人、そして企業、とりわけスタートアップ企業が積極的に活用しているとのことでした。

開発途上の技術を現場で検証できる環境が、新しい産業やビジネスの芽を育てる土壌となっていることを実感しました。また、自動運転の実証実験では不可欠な通信環境に関して、複数のキャリアが連携し、3社の電波を束ねて課題を解決している事例を紹介いただきました。単独では難しい課題を連携によって克服する姿勢に、大きな可能性を感じました。

群馬県においても、産学官が垣根を越えて協力し、新たな産業創出につなげていく仕組みづくりの重要性を強く認識しました。

◎ STATION Ai (愛知県名古屋市)

STATION Ai は、2024年10月に開業した、国内最大級のオープンイノベーション拠点である。スタートアップ企業の創出育成およびオープンイノベーションの促進を目的に様々な支援サービスを提供、700社を超える国内外のスタートアップ、パートナー、ベンチャー企業等の支援機関や大学等が参画し、新規事業創出に取り組んでいる。

また、施設内にはオフィスの他、フィットネスジム、テックラボ、一般の方も利用可能なカフェ・レストラン、ホテル、イベントスペースなども併設されている。

については、本県の産業振興施策の参考とするため、取組の現状や今後の展望などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

3階 階段イベントスペース

イ 説明者及び出席者

STATION Ai イノベーションデザイン部
オープンイノベーション推進課
(県側出席者)

産業経済部長、未来投資・デジタル産業課長、
ものづくりイノベーション室長、ものづくり
イノベーション室技術開発係長、交通イノ
ベーション推進課長

ウ 説明内容

パワーポイント資料により、施設や事業概要について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：こちらに登録しているメンバー属性として、東京の企業が41%、愛知の企業が34%と、地元や大都市が多いようだが、地方の自治体等へのアピールはされているのか。

答：スタートアップ企業は、東京が圧倒的に多いのが実情であり、利用状況にも反映している。利用数が堅調であるため、現時点では地方へのアピール等は行っていない。

問：マッチングを求める企業はいろいろな形でこちらを利用できるようだが、どのように利用を始めた方がよいとかはあるのか。

答：特段、決まりはないが、こちらのイベント等に参加いただき、自ら企業に当たつてもらう分には料金はかかるない。一方、料金はかかるが、こちらに相談をいただければ、紹介できる企業の幅も広がり、マッチングの可能性も大きくなるというシステムになっている。

問：この施設の運営は、ソフトバンクが請け負っていることだが、どのような理由から運営を担っているのか。

答：もともとソフトバンクには、スタートアップ企業を支援するようなリソースを持っていたこともあり、また、ここを利用した企業との連携も期待できることから、大変なところもあるが、運営する価値があると考えている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○清水委員

2024年10月に名古屋市鶴舞に開業した日本最大級のオープンイノベーション拠点であるSTATION Aiを視察させて頂きました。同施設は会員向けオフィスの提供や新規事業創出の支援を行っており、スタートアップ企業約500社、パートナー企業約300社のオープンイノベーションに最注力しています。施設内においては、様々なニーズに合わせた座席プランが用意されているだけではなく、オフィスエリア、イベントスペースだけではなく、カフェ、レストラン、ホテル、ジム、託児所など、新規事業創出・成長に最適な環境を提供すべく、細かな配慮がなされていると感じました。特に試作品を作るテックラボが設置されていることも大きな魅力であり、STATION Aiのスタートアップ企業に対しての情熱に触れた気がします。支援の強化のためにもスタートアップ企業の状況に応じた、ステージごとの伴走型支援の必要性を強く感じると共に、群馬県においても活用できることは多いと感じました。

防災・減災・治安に関する特別委員会



東北大学災害科学国際研究所

1 期 日 令和7年9月8日(月)~10日(水)

2 調査場所 ◎特定非営利活動法人 イコールネット仙台（宮城県仙台市）
◎東北大学災害科学国際研究所（宮城県仙台市）
◎株式会社 IML（宮城県仙台市）
◎一般社団法人ふらむ名取（宮城県名取市）

3 出席委員 久保田委員長、松本(基)副委員長、井田(泉)、水野(俊)、あべ、須藤、加賀谷、高井、秋山、今井の各委員

4 調査の概要

◎特定非営利活動法人 イコールネット仙台（宮城県仙台市）

特定非営利活動法人イコールネット仙台は男女が対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合う社会の実現に向け男女平等の視点であらゆる問題を取り組んでおり、地域で防災・減災に取り組む女性を支えるための環境整備に力を入れている。

また、女性の視点は多様な視点であることを感じ、すそ野を広げていくための取組として多様な視点で防災・減災活動を行っている。

については、本県の女性の防災活動の参考とするため、取組内容について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

仙台市市民活動サポートセンター セミナーホール

イ 説明者及び出席者

特定非営利活動法人 イコールネット仙台常務理事

(県側出席者)

危機管理監

ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：自治体への提言が行われているようだが、それらは実際に施策や運営に活かされているのか。

答：課題は多いが、女性自身の意識を変えていくことも重要だと考えている。災害ボランティア活動などにおいては、体力に自信がなくても参加できる環境づくりを進めてほしい。そうした思いを、今後も積極的に発信していきたい。

問：女性に配慮した避難所運営を実現するには、受け入れ側の意識や体制が変わらなければならぬ。こうした状況をどうすれば打開できるか。

答：男女共同参画を日常的に実践し、男女が対等に物事に取り組める土壤を整えることが重要である。こうした環境づくりには時間を要するが、災害時には状況がさらに過酷になるため、平時からの取組が不可欠である。これが実現すれば、男性にとっても居心地の良い環境となり、男女双方にとっての課題として捉えるべきである。

問：女性防火クラブと連携はしているか。

答：連携とまでは言えないが、「女性のための防災リーダー養成講座」にクラブ員が参加しており、クラブ活動にも何らかの影響を与えていたと考えられる。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○今井委員

「人権と多様性に配慮し、防災・減災に取り組む」

というテーマで講話が行われた。

当法人は2003年に設立され、男女共同参画社会の実現に向けて「伝え」「広め」「提案する」ことを基本方針とし、男女共同参画を核としたネットワークの形成を目指す活動に取り組んでいる。

周知のとおり、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、仙台市周辺は甚大な被害を受け、多くの人々が避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされた。

実はこれに先立ち、当法人では2008年に阪神・淡路大震災を通じて明らかになった災害時における女性のニーズについて調査を実施していた。

当時、宮城県沖地震の発生確率は99%とされており、大規模な被害をもたらす地震の発生が確実視されていたにもかかわらず、実際に発生した東日本大震災においても、被災時の女性をめぐる問題は従前と変わらない状況であった。このことに対して、忸怩たる思いを抱いたとのことである。

そこで、女性防災リーダーの養成に力を注ぐこととなったが、座学のみでは実際の災害現場で十分に力を発揮することが難しいため、実践につなげる努力が重ねられている。

女性が主体的に避難所や仮設住宅の運営に関与することにより、女性ならではの視点やニーズの充足はもとより、高齢者や子どもといった社会的弱者へのケアの質も向上することが期待される。

多様なニーズに応えるためには、多様な視点で物事を見ることの重要性を改めて認識する機会となつた。

◎東北大学災害科学国際研究所（宮城県仙台市）

東北大学災害科学国際研究所は、2011年の東日本大震災を契機に設立された災害に関する学際的かつ国際的な研究機関で東北大学の附置研究所である。

当研究所は学術研究にとどまらず、社会実装・政策提言・教育・国際貢献までを視野に入れた、先進的な災害科学の拠点であり、国内外の大学・研究機関・自治体・企業と連携し、国際的な防災研究ネット

トワークを構築している。

については、防災・減災に係る自治体との連携に関し調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

災害科学国際研究所 多目的ホール

イ 説明者及び出席者

東北大学災害科学国際研究所長

各准教授

(県側出席者)

危機管理監

ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：発災前の行動変容を、どのように促していくべきか。

答：災害への備えは個人の問題ではなく、家族全体の課題として捉えるべきである。また、周囲の人が行動すれば、自分も行動するという意識が広がる可能性があるため、地域全体での取組が重要だと考えている。

問：家屋の耐震化について、地方ではまだ対応が進んでいない地域も多く見受けられる。どのようにアプローチしていくべきか。

答：耐震化に関する補助制度は存在しているが、限られた予算の中で優先順位をつけることが重要である。たとえば、発災時に家屋の倒壊によっ

て道路が寸断されると、救助や支援活動に支障をきたす可能性があるので、道路に面した家屋を優先的に耐震化するなど、地域の実情に応じた戦略的な対応が求められる。

問：防災・減災における家庭での具体的な取組について、例示されたい。

答：大型家具の購入を控え、避難経路を意識した家具配置を行うことが有効である。さらに、避難所までの経路を実際に車や徒歩で確認しておくことにより、災害時の行動が円滑になると考えられる。また、多少の浸水にも対応可能なSUV車を備えることも一例である。

問：災害時におけるSNS上のデマ情報には、どのように対応すべきか。

答：現在、法的な観点から研究をしているが、今後はSNS上の情報が信用されにくくなることが想定される。情報を見れば見るほど不安が増す状況も生じ得るため、冷静な判断力と信頼できる情報源の確保が重要である。

問：防災・減災を自分事として捉えるためには、どのような取組が有効であるか。

答：社会全体として防災・減災を自分事とする仕組みを構築する必要がある。草の根の活動として、文化として定着させていくことが重要である。また、信頼できる人物からの口コミによって情報を広げていくことも有効であり、口コミは意外にも大きな影響力を持つ。なお、保健師は行動変容の専門家であり、今後はその専門性をより積極的に活用すべきである。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○加賀谷委員

東日本大震災を経験した東北大学は、被災地の復興・再生に貢献するとともに、国内外の大学・研究機関と連携しながら、自然災害科学に関する世界最先端の研究を推進することを目的として当該研究所を設立した。

栗山所長をはじめとする4名の災害・防災分野の専門家から、それぞれの分野における取組について話を伺った。

その中で印象に残ったのは、「大規模地震に備えるためには、建物の耐震化・家具の転倒防止・感震ブレーカーの設置の3点が必須である。しかし、耐震化については補助金を付けても耐震化率が改善されない。コロナ禍におけるマスク着用のように、パートナリズム的な手法で普及させることも必要ではないか。また、日本は防災先進国であるが、国民の意識変容や行動変容が十分に進んでいない」という指摘である。

災害の少ない群馬県においては、私自身を含め、県民の意識変容を促すことが大きな課題である。そのため、地域で防災に関わる人々を中心に、草の根的に取組を広げていくことが重要であると感じた。

◎株式会社 IML（宮城県仙台市）

株式会社 IML は東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センターで開発された技術を社会実装するために設立されたベンチャー企業である。インフラ情報マネジメントシステムの開発や地方自治体への新技術活用支援を行っている。また、橋梁に力を入れている他、内閣府の国家プロジェクト（SIP）により道路舗装や法面防災等にも取り組んでいる。

については、本県のインフラ老朽化対策の参考とするため、取組内容について調査を行った。

（1）概要説明

ア 説明会場

東北大学工学研究所 総合研究棟

イ 説明者及び出席者

株式会社 IML 代表取締役、東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センター長、特任教授

（県側出席者）

危機管理監、道路整備課長

ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明



あいさつをする久保田委員長

【主な質疑】

問：Society 5.0の実現は、いつまでに行うべきものであるか。

答：国からは明確な期限は示されていないが、2015年頃から構想が始まっている。2030年を一つの目標として捉えており、現在はその仕上げの段階にあると考えられる。

問：SIP というプログラムは、バックキャスト型の取組であると捉えてよいか。

答：SIP はバックキャストの考え方に基づいたプログラムである。将来の「なりたい姿」を明確にイメージし、それに向けて現在の取組を構築している。しかし、目の前の課題を解決するアプローチとはギャップがあり、長期的な視点と戦略的な調整が求められている。

問：貴社の役割について伺いたい。

答：自治体と大学との間では直接契約が困難な場合があるため、当社が受託者としてその役割を担っている。また、コンサルティング的な支援も行っている。当社で開発された技術の権利関係については、自治体・大学・関係企業とシェアすることで、各機関の役に立つことを目指している。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○秋山委員

株式会社 IML は、東北大学インフラマネジメント研究センターにおいて研究開発された技術等を社会実装することを目的として設立されたベンチャー企業である。

主に地方自治体のインフラマネジメント支援を目的とし、インフラ構造物の点検・補修に係る新技術の開発及び社会実装、インフラ情報マネジメントシステムの開発及び社会実装、並びに地方自治体への新技術活用支援を行っている。

これまで蓄積や利活用が進んでいなかった補修データについて、蓄積・共有する仕組みとして「補修工法データ共有プラットフォーム」を構築し、自治体職員による直営の簡易な予防保全的措置の実施に貢献している。

これにより、全国の自治体や補修材料メーカー等が連携し、自治体の管理水準に適した実効性の高い橋梁長寿命化技術の確立を目指しており、今後の全国展開が期待されている。

○一般社団法人ふらむ名取（宮城県名取市）

一般社団法人ふらむ名取は震災で得た教訓を、訪れる方や後世に語り伝え、多くの方が防災・減災を考える意識を持ってもらい、復興に向けて地域コミュニティ再生に歩む住民の動きを周知する活動を行っている。

については、地域の防災力やコミュニティ強化の実現に向けた取組内容に関し、調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

名取市震災復興伝承館 シアタールーム

イ 説明者及び出席者

一般社団法人ふらむ名取 代表理事

（県側出席者）

危機管理監

ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明

(2) 観察の状況



名取市震災復興伝承館で説明を受ける様子

【主な質疑】

問：なぜ「閑上地区には津波はこない」という神話が広まったのか。

答：過去の災害経験とその記憶の風化がある。また、住民の誇示したい思いもあった。

問：震災後の町づくりや土地認可において、どのような課題があったか。

答：閑上地区では、震災後に「現地再建」か「集団移転」かをめぐって住民間でも意見が分かれ、行政と住民の対立が深刻化した時期があった。この合意形成の難しさが、土地認可や事業の進行に影響を与えた。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○高井委員

3.11での「一般社団法人ふらむ名取（閑上震災を伝える会）」は震災で得た教訓を、訪れる方や後世に語り伝え、多くの方が防災・減災を考える意識を持ってもらい、復興に向けて地域コミュニティ再生に歩む住民の動きを周知する活動を行っている。

については、地域の防災力やコミュニティの強化の実現に向けた取組事例として、本県の防災・減災の

参考とするための調査を行った。

はじめに、「閑上震災を伝える会」格井直光氏の案内の下、名取市震災メモリアル公園を視察した。高さ6.3メートルの日和山は、船の出入りや天候、海の様子を確認するために、大正時代に旧日本陸軍と住民によって造られた。山頂には「富主姫神社」が祀られている。海に向かい拓けた平地に小高く盛られたこの山も3.11の大津波に呑まれてしまったと云うから驚きである。

遺構広場には、高さ8.4メートルの新しい芽が力強く発芽してきたような「芽生えの塔」が建っている。8.4メートルとは、この地域を襲った津波の高さである。

また、日和山の前には4基の石碑が並んでいる。1つは日清日露戦争の慰靈碑、1つは、大正昭和初期に漁船で海難事故犠牲者の機関士の英靈碑、1つは地元の大東亜戦争戦死者の碑、そして昭和三陸地震津波碑。そこには「地震があったら津波の用心」と刻まれている。

しかし、1960年5月24日チリ地震津波の際、幸いなことに閑上地区は浸水せず「津波は閑上に来ない」という間違った神話が作られてしまった。閑上二丁目には「津波は貞山堀を越えて来ない」と伝えられ結果、東日本大震災ではこの町内では240名以

上が犠牲になってしまった。これは閑上地区で亡くなった人全体の実に3分の1になる。

その後は、バスで名取市災害復興伝承館に移動し見学をした、伝承館の中心には震災前の閑上地区の模型があり、そこには生々しく住んでいた人の名前や、お店の名前や施設の名前、船の名前までが記されていた。一目で沿岸部に住宅が密集していたことがわかる。あの日、黒い大津波に呑まれてしまった町の記憶がそこには残っていた。

『温故創新・震災の苦く苦しい体験を踏まえて、昭和三陸地震津波碑に刻まれた「地震があったら津波の用心」という先人からの教訓を活かせなかつた反省を踏まえて、しっかり未来の閑上地区を創造していく』そんな気概を感じた研修であった。

本県においても、先人からの遺訓や地名や字に残されたメッセージを今、もう一度考えるべきではないだろうか？



名取市震災復興伝承館

「ヤード」対策等に関する特別委員会



福島県庁

1 期 日 令和7年9月8日(月)~10日(水)

2 調査場所 ◎福島県生活環境部産業廃棄物課

(福島県福島市)

◎エイブルエナジー合同会社福島

いわきバイオマス発電所 (福島

県いわき市)

◎福島水素エネルギー研究フィー

ルド (福島県浪江町)

◎大熊町ゼロカーボン推進課 (福

島県大熊町)

3 出席委員 星野委員長、斎藤副委員長、

安孫子、薬丸、川野辺、本郷、

井田(泰)、森、矢野、鈴木(数)、

松本(隆)、大沢の各委員

4 調査の概要

◎福島県生活環境部産業廃棄物課 (福島県福島市)

近年、プラスチックや使用済み金属などの再生資源を集めて保管する屋外事業場「ヤード」に関して、再生資源物の高積みなどの不適切な保管による崩落の危険や火災の発生、保管物の破碎・切断等に

伴う騒音・振動、悪臭等による生活環境の保全上の支障が懸念されている。そこで群馬県では、県民の不安、危機感にも配慮しながら、条例制定に向け検討を進めている。

福島県では、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例、いわゆる「ヤード」条例を制定し、これまで規制の対象とならなかった、再生利用を目的とした金属やプラスチックなどの屋外保管に関し、保管基準を定め必要な規制を行っている。

については、「ヤード」対策に関する福島県の取組内容について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

福島県庁西庁舎会議室

イ 説明者及び出席者

福島県産業廃棄物課副課長

(県側出席者)

環境森林部長、環境政策課長、廃棄物リサイクル課長

ウ 説明内容

ヤード条例について資料を用いて説明



あいさつをする星野委員長

【主な質疑】

問：令和7年1月から新設する場合は許可が必要となつたが、現在までの状況はいかがか。

答：100件以上既存施設があるうち、業者が届け出をし、みなし許可となつたものが3件ある。その他、相談が150件以上、多数ある。新規の申請はない。

問：外国人との指導ややり取りはスムーズに行っているか。

答：代表が外国人の業者が3割いるが、行政書士が間に入っている。県の通訳登録制度も利用している。

問：保管の場所の囲いについて、中が見通せる部分があるとのことだが。

答：保管状況がよくない場合、景観上よくないことが多い。また人が侵入しないよう囲いを設置することとしている。一部でも中が見通せると、不安の減少につながることもあると思う。

問：ヤード条例策定にあたり、自動車盗難を防ぐ目的についての議論はあったか。

答：大きな議論はなかった。条例策定にあたり警察とも連携している。もちろん太陽光パネルやケーブル等の盗難はあるが、警察と連携し対応している。

問：屋外保管事業場という屋外の定義は。

答：屋根があり、四方を壁で囲われているものを屋内施設として、それ以外が屋外としている。屋根があるだけでは屋内ではない。

問：敷地面積が100m²を対象としているが、100m²の根拠は。

答：面積要件がないと個人で行っていることも対象となってしまう。茨城県も100m²を対象としており、他県の状況を参考に決めた。

問：今後設置する自治体へのアドバイスはあるか。

答：条例の周知に時間がかかる。駆け込みでの設置もある。国の法制化との整合も必要となる。警察との連携も必要である。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○大沢委員

金属やプラスチックなどの再生資源物を保管する屋外事業所（ヤード）が増え、不適切保管による崩落、火災や水質汚濁、処理の際の騒音、振動など、周辺住民の生活環境への影響が懸念されている。現在県として、設置基準や保管基準等を定める条例制定に向けた検討が進められていることから、福島県庁において、同県の「特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」について、制定の経緯や取り組み内容を調査した。

同県では、複数のヤードにおいて周辺環境への影響が認められ、既存法令にもとづく指導への限界もあることから、無秩序なヤードを規制するために条例を制定。今年1月1日から施行されている。調査では、保管基準や許可申請の手順、運営等、条例の内容、課題について、詳細を聞き取った。

罰則規定も設けた条例であることから、周知に3カ月程度の時間をかけ、届け出には経過措置も設けるなど、丁寧に対応している様子が伺えた。県議会での議論の参考にし、実効性のある条例制定につながるよう取り組みたい。

◎エイブルエナジー合同会社福島いわきバイオマス

発電所（福島県いわき市）

福島県では、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンを策定し2040年を目処に福島県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を掲げて施策を進めている。

福島いわきバイオマス発電所は、木質ペレットを燃料として燃やし、その熱で蒸気タービンを回して発電しており、木質専焼バイオマス発電所としては国内最大級の規模であり、脱炭素化への貢献と安定供給の責務を果たしている。

については、本県の再生可能エネルギーの参考とするため、取組内容について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

エイブルエナジー合同会社 会議室

イ 説明者及び出席者

福島いわきバイオマス発電所顧問

(県側出席者)

環境森林部長、環境政策課長、廃棄物リサイクル課長、グリーンイノベーション推進課長、経営戦略課次長、電源開発室長

ウ 説明内容

資料によりバイオマス発電所について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：大規模な施設であるが費用はどのように工面しているか。

答：主に銀行から借りている。20年間の契約済みである。

問：燃料となる木質ペレットを輸入しているが。

答：20年契約済みで確保してある。国内材では量的に不可能であり、創業時は放射線量の問題もあった。

問：内陸地であるこの場所への立地の理由は。

答：沿岸部では津波の可能性があった。送電線の配置、水の確保、土地の広さなどを考慮し、また小名浜港から2kmでこの場所があった。産業廃棄物施設設置を断念した土地であった。

問：出資会社に関西電力が名を連ねているが。

答：復興の思いを説明し協力いただいた。もちろん東北電力や東京電力にも声をかけたが、ここまで手が回らなかったのだと思う。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○松本(隆)委員

エイブルエナジー合同会社は、東日本大震災を受け社会の電気需要が高まるなか、福島第一原子力発電所の運営に携わっていた事業者を中心に2015年設立されました。福島県では「福島県再生可能エネルギービジョン2021」が策定され、2040年を目処に県内エネルギー需要の100%に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという目標を掲げ、様々な施策を推進しています。

同社では2022年「福島いわきバイオマス発電所」を運転開始。木質ペレットを燃料として燃やし、その熱で蒸気タービンを回して発電する、国内最大級の木質専焼バイオマス発電所を運営し、脱炭素化への貢献と安定供給の責務を果たしております。

昨今の異常気象を鑑みますと、カーボンニュートラルを目指した取組推進が更に求められるなか、群馬県でも「地球温暖化対策実行計画」や「グリーン

イノベーション群馬戦略」等を策定、取り組んでおり、その施策を進めていく上で大変参考になるものと感じました。

◎福島水素エネルギー研究フィールド

(福島県浪江町)

利用時にCO₂を排出しない水素は、環境に優しい次世代エネルギーとして注目が高まっている。

福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R : Fukushima Hydrogen Energy Research Field) は、水素社会実現への第一歩として2020年3月に稼働が開始された、世界最大級の水素製造システムを備える施設で、再生可能エネルギーである太陽光発電を使用して水素を大量に製造する実証プロジェクトが進められている。

については、再生可能エネルギー・グリーンイノベーションの参考とするため、取組内容について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

福島水素エネルギー研究フィールド研究開発棟

イ 説明者及び出席者

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構水素アンモニア部大規模水素利用ユニット地域モデルチーム チーム長

(県側出席者)

環境森林部長、経営戦略課次長、電源開発室長

ウ 説明内容

資料により、水素エネルギー研究の状況を説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：非常に大きな施設であるが、どのくらいの発電量があるか。

答：東京ドーム4個分の広さがあり、太陽光パネル48,000枚を利用し、最大20MWの発電が可能である。もとは東北電力の原子力発電施設予定地であった。

問：発電した電気を利用して水から取り出した水素はどういうように保存しているか。

答：8本の水素ガスホルダーに圧縮し保存している。タンクの劣化がなければ半永久的に保存が可能である。

問：研究の成果として、実用化についてはどうか。

答：現在の施設・装置において、水素を取り出し、熱エネルギーとして活用することは可能である。1日の水素製造量で、約150世帯（1か月分）の電力供給ができる。地元の小学生が描いた絵が描かれている水素ガストレーラー12台などで需要地に運んでいる。

問：そのほか、現在研究している内容は何か。

答：車への水素充填の方法で、より早く充填できる方法を研究している。現在、大型車は充填に15分かかるってしまうので、それを3分程度でできるよう、また高温にならずにできる方法を研究している。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○鈴木（数）委員

福島県の水素研究フィールドは、再生可能エネルギーを活用した水素製造・貯蔵・利用の実証拠点として、日本の水素社会実現に向けた象徴的な存在といえます。特に、被災地である浪江町に立地することは、単なる技術開発にとどまらず、復興と新産業創出を両立させる挑戦として大きな意義を持っています。再生可能エネルギーの不安定さを水素で補うという発想は、エネルギーの地産地消や脱炭素化の観点からも先進的です。

一方で、商用化に向けたコスト低減や安定供給、インフラ整備などの課題も依然として大きく、長期的かつ継続的な政策支援が求められます。福島の取り組みは、技術・地域・政策を結びつける総合的な実証として高く評価でき、日本全体のエネルギー転換をリードする可能性を秘めていると感じました。



福島水素エネルギー研究フィールド

◎大熊町ゼロカーボン推進課（福島県大熊町）

大熊町は、再生可能エネルギーで新しい町を創る、エネルギーと経済が地域内で巡る、それらで得たものをベースとして持続可能なふるさと大熊を将来世代へ贈る、こうした経済の好循環を促し復興まちづくりを進めている。

中でも、大熊町が整備する公共施設等を、自前の送電線で結び、太陽光で発電した電気を送る、次世代送配電網（スマートグリッド）を基盤としたスマートコミュニティ事業を、大熊るるん電力株式

会社とともに推進している。

については、再生可能エネルギー・グリーンイノベーションの参考とするため、取組内容について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

大熊町役場多目的スペース

イ 説明者及び出席者

大熊町ゼロカーボン推進課課長補佐、環境省からの派遣職員

（県側出席者）

環境森林部長、グリーンイノベーション推進課長

ウ 説明内容

ゼロカーボン推進事業について資料を用いて説明し、車中から大熊町の復興の状況を確認し、太陽光発電施設にてスマートシティ構想について説明

(2) 観察の状況



大熊町ゼロカーボン推進の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：ゼロカーボン実現に向けた取組など復興施策を行っているが、人口の現状はどうか。

答：震災前は約1万人、現在住んでいるのは約1,500人。うち東電関係者が700人である。63人が現在も群馬県に避難している。

問：ゼロカーボン施策で特徴的なものは。

答：予算の限りはあるが、次世代モビリティ導入補助事業では、EV導入に110万円を補助するなど高い補助率であり、住民の関心も高いと思う。また、町内への帰還を促す事業として、町営のゼロカーボン住宅を建設している。入居希望の倍率は5倍程度である。

問：東京電力から町への援助はあるのか。

答：金銭的なものはない。住民に対しては補償・賠償している。人的な面では無償で町の事業などにボランティアで参加・応援してくれている。

問：スマートコミュニティ事業の特徴はどんなことがあるか。

答：元の中学校のグラウンドでメガソーラー発電を行い自営で電線を架空、埋設し産業交流施設や商業施設、道路灯などに供給している。

例えば東北電力が停電した場合でも、独自の電力を約20時間分供給できる能力がある。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

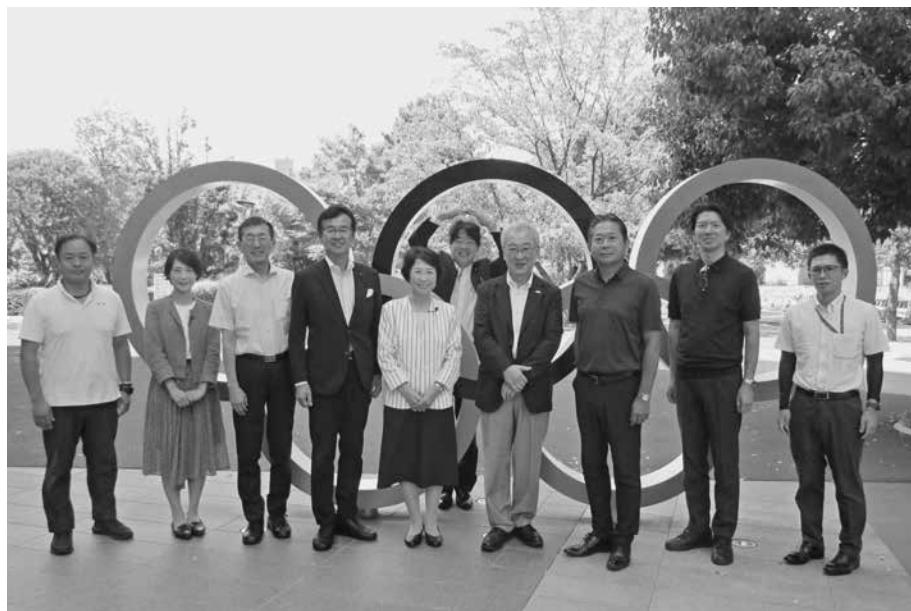
【所感・意見・感想など】

○矢野委員

福島県双葉郡大熊町が整備するゼロカーボンの実現に向けた取り組みについて調査させていただきました。具体的な取組として、下野上地区をゼロカーボン達成に向けた先導的エリアとしてスマートコミュニティを整備し、徹底した省エネと再エネ地産地消を図ったまちづくりにより脱炭素・防災性向上・地域活性化を実現している。メガソーラー1.8MW、大型蓄電池4MWhでの太陽光発電により自営供給され産業交流施設、CREVA おおくまの運営に活用しています。

CREVA おおくまとは町の活力を生み出し発信する拠点とし、カフェスペースを備えるZEB仕様のコミュニティ施設を配置しています。町の皆さんとの交流と災害時の避難所として活用する施設です。群馬県の掲げる、5つのゼロ宣言、温室効果ガス排出量ゼロに向けとても参考になりました。

スポーツ・文化に関する特別委員会



公益財団法人日本スポーツ協会

1 期 日 令和7年9月8日(月)~10日(水)

2 調査場所 ◎公益財団法人日本スポーツ協会
(東京都新宿区)
◎公益財団法人笹川スポーツ財団
(東京都港区)
◎宮崎県庁 (宮崎県宮崎市)、宮
崎県山之口陸上競技場 (宮崎県
都城市)

3 出席委員 橋爪委員長、大林副委員長、酒井、
大和、入内島、亀山、鈴木(敦)、
水野(喜)、中島の各委員

4 調査の概要

◎公益財団法人日本スポーツ協会 (東京都新宿区)

日本スポーツ協会は、オリンピック大会参加を契機として、明治44年7月に大日本体育協会として創立された。オリンピック大会参加だけにとどまらず、国民のスポーツへの関心に対応して、スポーツ指導者の育成、国際スポーツ交流、スポーツ医・科学の研究など、国民スポーツ振興のための事業を積極的に展開している。また、スポーツ基本法の制

定 (2011年)、スポーツ庁の創設 (2015年)、オリンピック・パラリンピック東京大会 (2020年) への挑戦といった節目での取組により、我が国スポーツの進化を通じ、日本社会の発展に尽力してきた。

群馬県では、令和11年9月中旬から10月中旬にかけての11日間、「湯けむり国スポ・全スポぐんま2029」の開催が予定されている。

については、国民スポーツ大会委員会の山本浩委員長から、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」での提言を踏まえてご講義いただき、今後の国スポ大会の在り方についての調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

JAPAN OLYMPIC SQUARE 大会議室10

イ 説明者及び出席者

日本スポーツ協会常務理事兼国スポ委員長
(県側出席者)

地域創生部長、スポーツ局長、湯けむり国ス

ボ・全スポ準備課長、健康体育課長

ウ 説明内容

スライドに基づき、今後の国スポの在り方について説明



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：各競技団体では選手のプロ化が進み、ランク付けされると考えている。今後、国スポの各競技の開催時期が3年に1度など分散化していった場合、プロ選手の参加の方向性をどのように考えているか。

答：どのような条件であればプロ選手が国スポに参加できるかは、各競技団体の規定に従って決まる。また、我々は、高いレベルのプロ選手を排除すべきではないと考えている。

問：公平性を保ちながら柔軟に入場料を徴収できるようにすることが大切であると考えるがどうか。

答：入場料を徴収することについては、入場料の徴収に係る業界の代表の方々に集まつていただき、意見を聴きながら進めていきたいと考えている。

問：国スポにおいて、外国籍の選手の位置付けをどう考えるか。

答：愛知県や静岡県など、国際的な背景を持つ方を抱えている都道府県が多数ある。競技団体がどのような基準を設けるかによって決まるが、我々としては、参加に向けて促進策を打ち出すことは可能である。どのようにアプローチして

いくか、全国知事会やスポーツ庁の方と議論しながら、しっかり考えていきたい。

問：群馬県での国スポ開催に向け、認知度向上のためどのような広報が有効か。

答：長野県で事例があることから、県教育委員会を通じて、子どもたちの宿題として作文を書いてもらうのはどうか。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○水野（喜）委員

公益財団法人日本スポーツ協会の調査を行い、講師の山本浩氏から、国スポの歴史から今後の展開についての説明を受けた。

「ふるさとによって立つ」をスローガンに、アスリートと地域スポーツの好循環が必要であるとのことであった。歴史については、1946年6月の大日本体育協会主催の京都大会から始まり、第3回大会より天皇杯・皇后杯が付加され、第4回大会は東京都と日本体育協会の共同開催などの変遷があった。今後の展開としては、国スポはふるさとにしっかりと目を向けられるかが課題となるようである。2029年には、群馬県でも「湯けむり国スポ・全スポぐんま」が開催される。今回の調査内容を県政にしっかりと反映させていきたいと思う。

◎公益財団法人 笹川スポーツ財団（東京都港区）

笹川スポーツ財団は、平成3年3月15日、我が国のあらゆるスポーツの普及、振興、育成を図り、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的に設立された。国民一人一人が、それぞれが望むかたちで「する」「みる」「ささえる」スポーツを楽しみ、幸福を感じられる“Sport for Everyone 社会”の実現に向け、世の中の声に耳を傾け取り組んでいる。また、多様化する社会の様々な課題を「スポーツの力」で解決するために、スポーツを超えた組織や人々と連携・協働し、ソーシャルイノベーションをもたらす我が国唯

一無二のスポーツ専門のシンクタンクとして役割を果たすべく取り組んでいる。

現在、中学校の運動部活動をはじめ、ジュニアスポーツをとりまく環境は様々な課題（少子化・ニーズの多様化・指導する際の知識・教員の負担・地域との連携等）を抱えている。子供たちが、やりたいスポーツを、望むやり方、関わり方で楽しむためには、小・中学校を中心としたジュニアスポーツ環境の見直しが必要となっている。また、令和4年6月6日、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（文部科学省（スポーツ庁））がとりまとめられた。

については、運動部活動の地域移行に関する課題や国内での特徴ある取組についての調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

日本財団ビル3階 会議室

イ 説明者及び出席者

笹川スポーツ財団 常務理事

（県側出席者）

スポーツ局長、湯けむり国スポ・全スポ準備課長、健康体育課長

ウ 説明内容

配付資料に基づき、運動部活動の地域移行に関する課題や特徴ある取組事例について説明



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：運動部活動の地域展開を進めていくため、どういったやり方がうまくいっているのか、また、課題となっていることがあれば伺いたい。

答：運動部活動を変革していくことに対して、行政や学校だけでなく、他団体が積極的に参画しているところがうまくいっている。また、子どもに寄り添った取組をしようと、子どもの一時的な感情からくる意見を鵜呑みにするのは危険である。

問：自治体からの要請があれば、宮城県角田市と同様、運動部活動移行の取組を一緒に行う意向はあるか。また、一緒に取組を行う自治体の人口規模について思うことはあるか。

答：できることがあれば可能な限り協力したい。一緒に取組を行う自治体については、比較的人口が少ない3万人程度の町村規模の方が取り組みやすいと感じている。

問：大学を活用した運動部活動の地域展開について、貴財団において、大学連携による成功事例はあるか。

答：大学連携はないが、大阪体育大学には指導カリキュラムがあり、学生がインターとして自治体等へ派遣され指導を行っていると聞いている。
※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○鈴木(敦)委員

「スポーツ・フォー・エブリワン（すべての人にスポーツの楽しさを）」をスローガンに、スポーツ専門のシンクタンクとして政策提言や研究調査などを行っている笹川スポーツ財団から、「運動部活動の地域展開の現状と課題」について説明を聞いた。

スポーツ庁の提言では、2023年度から3年間で運動部活動の地域移行を段階的に進め、2024年度から実行されることになっているが、同財団による全国の自治体への調査からは、自治体ごとの取組の差が顕著だったという。また、中学生保護者の間でも運

動部活動の地域移行について6割以上があまり理解しておらず、学校での活動を望む声が地域での活動に移行する声よりも多かった。

同財団が具体的に関わった宮城県角田市では、行政や教育委員会だけでなく様々な民間企業やNPO、スポーツ協会などが早い段階から主体的に関わることで、既存の施設や仕組みを活用し、多世代の参加を可能としている。運動部活動単体で考えるのでなく、地域全体のスポーツ振興の一環と捉え、「ヒト・モノ・カネ・情報」を集約して、スポーツによる地域活性化に取り組めることが成功のカギになると感じた。

◎宮崎県庁（宮崎県宮崎市）、宮崎県山之口陸上競技場（宮崎県都城市）

宮崎県では、昭和54年の「日本ふるさと宮崎国体」以来48年ぶりに、令和9年、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ2027」が開催される。正式競技37競技のほか、特別協議、公開競技、デモンストレーションスポーツが、全国障害者スポーツ大会では、正式競技14競技のほか、オープン競技が実施される予定となっている。

天皇杯（総合優勝）を獲得するため、競技力の向上を図るとともに、大会終了後も安定した競技力を確保することや、選手の競技引退後のセカンドキャリアを支えることも視野に、活躍が期待されるアスリートや指導者と県内企業・団体等との雇用マッチングを行う事業に取り組んでいる。

については、令和11年9月中旬から10月中旬にかけての11日間、群馬県で開催される「湯けむり国スポ・全スポぐんま2029」の参考とするための調査（開会式会場の視察を含む）を行った。

（1）概要説明

ア 説明会場

宮崎県議会議事堂 3階第4委員会室

イ 説明者及び出席者

宮崎県国スポ・障スポ局次長（総括）兼総務企

画課長

（県側出席者）

スポーツ局長、湯けむり国スポ・全スポ準備課長、健康体育課長

ウ 説明内容

配付資料に基づき、2027年開催予定「宮崎国スポ・障スポ」の競技力向上への取組等について説明

（2）視察の状況



宮崎県庁でいさつをする橋爪委員長

【主な質疑】

問：ジュニア世代の選手の育成強化をする中で、成果を出している選手はいるか。

答：現段階では判断できないが、今後、成果が出てくると期待している。

問：指定強化選手の囲い込みを行っているか。

答：日本トップレベルの選手は個人指定し、活躍度合いに応じた金額を、年間を通じて支援している。

問：待遇の良い他県等へ選手が流出している状況はあるか。

答：より良い環境（施設・優秀な指導者・住居等）を求めて選手が流出している。

問：国スポに向けて取組を始めた4年前と比較して、現在、新たな課題など実感していることはあるか。

答：成果はすぐに表れない。競技団体がいかに本気

になるかが重要であり、弱点を発見し克服することが得点に結びついていく。

問：選出と企業とのマッチングの状況はどうか。

答：企業とのマッチングの実績はないが、ジョブサポートセンターの紹介により、選手が50名ほど雇用されている。雇用した企業に対して、1社あたり25万円の支援金を毎年支給している。

問：国スポ開催にあたり、機運醸成に向けて良い方法はあるか。

答：マスコミや各種媒体を通じて機運の醸成を図っているが、昔のように、新しい道路が整備されるなど、県民に対して目に見える形のものがなく、機運の醸成が難しくなっている。

問：国スポで使用する老朽化した施設の整備はどう対応したか。

答：陸上競技場は都城市、体育館は延岡市など整備する施設を分散させ、全県的（正式競技を26市町村で実施）に施設を展開させている。

問：競技力向上推進員は教員か。

答：教員ではなく、自らの競技力を向上させながらジュニア指導を担っている方である。

2027年まで選手強化指定校に派遣されている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。



宮崎県山之口陸上競技場

【所感・意見・感想など】

○中島委員

宮崎県では、2027年開催の国スポに向け、県全体で競技力を高める取組を進めている。特徴的であつ

たのは競技力向上推進員という制度で、世界大会経験者などを採用し、学校の部活動やジュニア世代の指導に関わらせている点である。これは教員とは別の立場から専門的な指導を行う仕組みで、若手選手の育成に直結している。また、有望選手を重点的に育成するため「ターゲットエイジ」を定め、強化指定校の設定やライバル校との交流戦を行い、競い合いの中で成長を促している。さらに、外部アドバイザーや研修を通じて指導者の質を高め、県全体の底上げにつなげている。群馬県でも国スポや将来のスポーツ振興を見据え、アスリートOBの活用や育成の重点世代を明確にする取組を進めれば、選手強化と地域スポーツの発展を両立できると感じた。

霧島酒造スポーツランド都城（山之口運動公園）は、宮崎県都城市に整備が進む大規模スポーツ施設であり、2027年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場として総合開会・閉会式が行われる予定である。

平成29年度から段階的に事業が進められ、令和4年には陸上競技場が先行オープンし、その後、多目的広場や芝生広場、3×3コート、ジョギング路などが整備され、公園面積も24haへ拡大した。地域住民が日常的に使いやすいよう工夫されるとともに、災害時には支援拠点としての役割も担うなど、スポーツ振興と防災機能を兼ね備えた施設となっている。群馬県においても今後、全国的な大会や地域スポーツ振興に向けた施設整備の在り方が問われる局面を迎えており、都城市的な先進的な取組は大いに参考になると感じた。



宮崎県庁

決算特別委員会分科会現地調査

環境農林分科会



群馬県米麦種子センター

1 期 日 令和7年10月15日(水)

2 調査場所 ◎群馬県米麦種子センター（佐波

郡玉村町）

◎群馬県林木育種場（渋川市）

3 出席委員 亀山主査、水野(喜)副主査、橋爪、
後藤、須藤、川野辺、栗野、須永
の各委員

4 調査の概要

◎群馬県米麦種子センター（佐波郡玉村町）

群馬県米麦種子センターは、水稻、麦類の優良種子の確保と安定供給を目指し、米麦種子調製作業を担っていた県内3か所の種子センター機能を集約し、全国農業協同組合連合会群馬県本部が令和7年4月に竣工した新施設である。

については、令和6年度の決算審査の参考とするため、稼働後の施設運営状況などについて調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

群馬県米麦種子センター

イ 説明者及び出席者

畜産農産部米麦特産課長、佐波伊勢崎農業協

同組合たまむら営農センター調査役

(県側出席者)

農政部長、農政部副部長、農政課長、農産振

興室長、農産振興室農産係長

ウ 説明内容

資料により施設及び事業の概要を説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：種子の流通の流れを教えてほしい。

答：全農群馬が販売を受託しており、JA店舗や育苗センター、または個人で育苗する生産者など、複数のルートで流通している。

問：群馬県内の生産者はどの程度この種子を使用しているか。

答：ほぼすべての県内生産者がこの種子を使用している。また、回転備蓄方式を採用しており、約7割が当年使用、約3割が翌年用に備蓄されている。

問：今後の種子価格についての見通しはどうか。

答：令和7年産の種子については、資材高騰の影響で大幅な値上げが予想される。一般消費者への影響も考慮し、慎重に検討している。

問：生産体制の今後の方向性はどうか。

答：これまで個人農家中心だったが、今後は農業法人や大規模農家への移行が必要と考えている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○橋爪委員

群馬県米麦種子センターは、水稻、麦類の優良種子の確保と安定供給を目的として、老朽化した県内3か所の種子センターの機能を集約して新たに建設竣工した施設である。関係団体で構成する一般社団

法人で運営し作業全般はJA佐波伊勢崎へ委託しており、建設にあたり国が1/2、県と当事者団体が1/2費用負担している。安定した食料自給率の確保、昨今の米不足への対応など課題解決や食料安全保障の確保にも欠かせない施設であると認識を再確認した。

◎群馬県林木育種場（渋川市）

群馬県林木育種場は、昭和45年に開設され、約10ヘクタールの採種園（スギ、ヒノキ、カラマツ等）を整備しています。山林種苗の供給確保を図るために、優良種子を安定的に生産し、平成18年からスギ交付種子を全て花粉症対策種子としている。

については、令和6年度の決算審査の参考とするため、林木育種場の整備状況、種苗供給について調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

群馬県林木育種場

イ 説明者及び出席者

林業試験場長

(県側出席者)

環境森林部長、森林局長、林政課長

ウ 説明内容

資料により施設及び事業の概要を説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：現場の管理体制を教えてほしい。

答：会計年度任用職員5名で管理を行っており、種子の採取・乾燥・選別・交付までを担当している。

問：施設の老朽化が感じられるが予算は足りているか。

答：昭和45年設立以来、施設の老朽化が進んでおり、修繕や更新が必要な箇所がある。随時予算要求している。令和6年度も一部修繕を行った。

問：種子の交付はどのように行っているか。

答：県内の苗木生産者に対して無料で交付している。住友林業などの大手企業にも交付している。県外への提供は原則行っておらず、県内植栽を目的とした交付が基本である。

問：どのような樹種を対象に育種・管理しているか。

答：主にスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツなどを対象にしている。特にヒノキは花粉の少ない品種の選抜が進められており、平成15年以降は花粉症対策としての苗木造成も行われている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○須永委員

群馬県林木育種場は、昭和45年の開設以来、約7.7ヘクタールの採種園でスギ・ヒノキ・カラマツなどの優良種子を計画的に生産し、県内の森林整備を足元から支えてきた。森林再生の成否は種子・苗木の質に直結することを踏まえ、長年にわたり安定供給の要を担ってきた意義は大きい。

花粉症発生源対策として、少花粉スギ・少花粉ヒノキの採種園を造成し、現在配布する種子はすべて花粉の少ない系統とした。これは県民の健康に配慮しつつ、林業施策と生活環境の両立を図る取組である。

さらに、平成29年度からは、成長性や強度特性に優れ、花粉量が通常の半分以下の「特定母樹」を活用した採種園整備を進め、カラマツ・ヒノキで造成を完了、スギも令和7年度から本格化する。これにより、再造林コスト低減、花粉症対策、CO₂吸収能力の強化に寄与している。気候変動下での強風・病害への備えとして、老朽施設の更新を進め、持続可能な育種体制の確立が求められる。

文教警察分科会



ぐんま天文台

1 期 日 令和7年10月15日(水)

2 調査場所 ◎ぐんま天文台（吾妻郡高山村）
◎群馬県警察警備部機動隊（前橋市）

3 出席委員 松本(基)主査、入内島副主査、
星野、金子、加賀谷、秋山、
松本(隆)、清水の各委員

4 調査の概要

◎ぐんま天文台（吾妻郡高山村）

ぐんま天文台は、運営基本目標である「天文学を通じて学校・地域と協働し、多様な学習機会を提供する教育施設」を目指し、「本物の体験」「開かれた利用」「学校・地域との協働」を基本方針とした運営を行っている。

特色ある設備として150センチメートル望遠鏡がありますが、これは、光を集める主鏡の有効直径が150センチメートル、集光力は肉眼の5万倍を誇る反射式望遠鏡であり、直接覗くことができるものとしては世界最大クラス、大型望遠鏡としては近隣比類なき望遠鏡です。このような特色ある施設設備を

活用し、天体観望のほか、天文授業のサポートによる学校教育支援など、様々な活動を展開している。

については、当天文台における150センチメートル反射望遠鏡の活用状況のほか、学校・地域との協働内容や学習機会の提供状況などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

1階 映像ホール

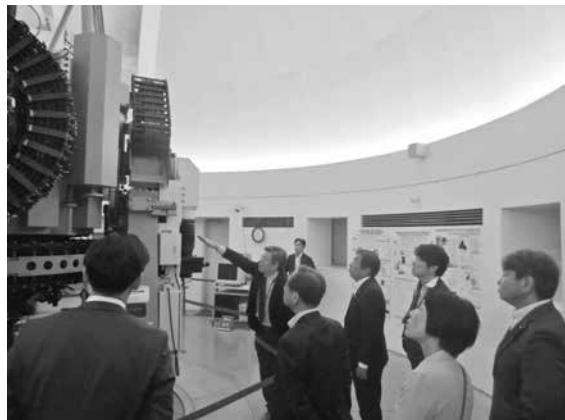
イ 説明者及び出席者

台長、総務係長、天文係長

ウ 説明内容

ぐんま天文台の施設概要等について説明

(2) 観察の状況



150センチメートル反射望遠鏡の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：専門的な知識や技術を持つ職員はどの程度いるのか。

答：観測普及研究員4名は修士・博士号を持った天文学のエキスパートである。他に教員と教員のOBが在籍している。研究者が4名もいるということは施設の強みであると考えている。

問：研究員の年代はどうか。

答：最も若い者で53歳であり、後継職員の育成が課題であると認識している。

問：研究員の研究の成果はどのように発表しているのか。

答：開館当初は学会誌へ論文発表なども行っていたが、現在は教育普及がメインの施設となっているため、なかなか本格的な研究はできていない。研究員も教育普及を行っている。

問：学校利用はどのような学校種（小・中・高）が多いのか。

答：学校教育のカリキュラム内容に応じて、全ての学校種でまんべんなく利用されている。

問：ぐんま天文台について、県教育委員会としては各学校に対してどのような利用促進の案内等を行っているのか。

答：学校利用に向けた案内などを作成し周知を行っている。

問：利用者（学校）は固定化されているのか。

答：天文に興味のある教員が在籍する学校による利用や、北毛青少年自然の家に宿泊し夜間に利用するケースが多い。

問：日中は施設見学がメインとなるのか。

答：施設見学がメインとなるが、太陽望遠鏡による太陽の観察や、昼間でも観察可能な恒星の観察なども行っている。

問：学校利用の伸びが低いが、学校に対する働きかけはどのように行っているか。

答：学校利用の伸びが低い原因には、児童生徒数の影響や学校数の減少の影響もあると考えている。現在も校長会や理科の教員へのPRを行っているが、引き続き粘り強く働きかけを行っていきたい。

問：林間学校の一環として来館するケースはあるか。

答：そのようなケースはない。

問：県外の学校からの利用はどうか。

答：東京都などの学校からの来館がある。

問：一般利用の状況はどうか。

答：特殊な天体现象（彗星群、日食、月食など）の際は、来館者が千人を超えることもある。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○入内島副主査

ぐんま天文台は1993年群馬県人口200万人到達記念事業として、95年に天文台建設基本構想を策定し、99年7月にオープンした。この間に前国立天文台長古在由秀氏を招聘するなどその力の入れようが伺える。

一方で、天文台の運営についての基本方針は時代の要請により変更している。建設当初は①本物の体験②開かれた利用③学校や生涯学習との連携④観測研究⑤国際協力の5つの方針を決定しているが、2013年にはぐんま天文台のあり方検討委員会の提言に基づき①本物の体験②開かれた利用③学校・地域との協働—ソフトの開発充実と変更されている。同時に、運営経費等の圧縮など経営努力もなされている。

る。

また、目で直接見えるものとしては世界最大級の150センチメートル反射望遠鏡を来館者が直接見られるという貴重な体験も提供している。

今後とも効率的な施設運営と利用者の拡大に努め、県民によりいっそう親しまれるぐんま天文台として存続してほしい。

◎群馬県警察警備部機動隊（前橋市）

警備部機動隊では、集団警備力を活かしたデモ警備などの各種警備に当たっており、その中には、専門能力を活かした人命救助活動や捜査活動に従事する様々な専門部隊（機能別部隊）が編成されている。

機能別部隊は「レスキュー部隊」「水難救助部隊」「NBC テロ対策部隊」等から構成され、専門的な知識や技術と特殊な装備を使用し、人命救助や捜査活動等に従事している。

集団犯罪への対処のほか、山岳・河川・高層ビル等、通常の警察活動では対応できない事案や災害への対応や、テロ発生時における被害者の救出救助・避難誘導に従事するなど、人命・財産の保護を行い、社会の安全と秩序を維持する機動隊の果たす役割は、非常に重要なものである。

については、警備部機動隊の活動や装備の状況などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

2階 大会議室

イ 説明者及び出席者

警備部長、機動隊長、副隊長、小隊長

ウ 説明内容

機動隊の業務概要等について説明

(2) 観察の状況



訓練の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：大規模災害発生時など、機動隊だけでは困難な状況下における対応はどうか。

答：各警察署の地域課の若い警察官による「第2機動隊」が編成され、対応に当たることとなる。なお「第2機動隊」の警察官は、定期的に警備部機動隊の施設で訓練を行っている。他にも「関東管区機動隊」があり、有事には最大で3隊が編成され対応に当たる。

問：機動隊に配属される職員の基準はあるか。

答：身体が強靭な者であり、かつ柔道や剣道などの術科特別訓練者を配属している。

問：機動隊に複数回配属となる職員もいるのか。

答：分会長や小隊長として複数回配属となる職員も多い。そのようにして知識や経験が引き継がれている面がある。

問：危険な職場環境であるが、労働災害は発生しているか。

答：ここ数年間では発生していない。安全管理は徹底している。

問：これまでに訓練が大変で退職した職員はいたのか。

答：柔道に専念したいという理由で退職した職員はいたが、訓練や業務が大変という理由で退職した職員はいない。機動隊は非常にやりがいのある業務であると認識している。

問：機動隊の職員は希望して配属となる職員が多いのか、それとも一本釣りしているのか。

答：柔道がやりたいので機動隊を希望したという職員もいたが、多くは一本釣りしている。他にも職員採用の担当部署とともに、高校生や大学生に出向いて柔道や剣道の成績が優秀な学生の採用活動も行っている。

問：初任者と2年目以降の従事者の経験の差はどの程度か。

答：配属1年目では基本的な技能が身につく程度である。

問：全国の原子力発電所には機動隊の職員が配属されているのか。

答：そのとおり。テロ対策として一人が一回当たり約3週間程度配属されている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。



群馬県警察機動隊

【所感・意見・感想など】

○松本(隆)委員

群馬県警察警備部機動隊は、昭和27年8月「特別機動起動警備隊」として発足、昭和45年4月に「群馬県警察本部警備部機動隊」として独立し、現在隊員は38人となります。機能別部隊「レスキュー部隊」「水難救助部隊」「NBCテロ対策部隊」等で構成され、災害・水難現場での救出救助活動や爆発物処理、人質立てこもり事案の突入部隊やサリン等化学剤使用現場にて、専門的知識技術を必要とする任務に従事しています。「機動隊で対処できなければその後はない」との強い使命感のもと、近年は能登半島地震や山形県大雨特別警報に伴う特別派遣の他、原子力発電所警戒警備に対応しています。

今後起こり得る自然災害や水難事故等に対し、救助救出活動をより迅速かつ適切に行えるよう「訓練で泣き、現場で笑おう」を合言葉に、日々厳しい訓練をしています。訓練の様子や装備品の状況を確認させて頂き、必要な予算確保執行が国民・県民の命に直結していることを改めて認識させて頂きました。

健康福祉分科会



群馬県立がんセンター

1 期 日 令和7年10月16日(木)

2 調査場所 ◎群馬東部水道企業団太田渡良瀬
浄水場（太田市）
◎群馬県立がんセンター（太田市）

3 出席委員 牛木主査、今井副主査、久保田、
大和、金沢、鈴木（敦）、鈴木（数）、
大沢の各委員

4 調査の概要

◎群馬東部水道企業団太田渡良瀬浄水場（太田市）

群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業統合（広域化）を目的に設立された一部事務組合である。

同企業団は平成28年4月の事業開始後、組織規模の集約、施設統廃合による業務効率化や経費削減、広域化に伴う補助金を活用した施設・管路整備事業の加速等、広域化のメリットを活かした事業を進めている。

また、同企業団が運営する「太田渡良瀬浄水場」は、太田市を中心に、大泉町や邑楽町にも浄水を供

給する等、広域的に水道水を供給している。

ついては、令和6年度の決算審査の参考とするため、「群馬東部水道企業団太田渡良瀬浄水場」の調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

太田渡良瀬浄水場 管理棟3階会議室

イ 説明者及び出席者

総務課長、太田渡良瀬浄水場責任者

（県側出席者）

健康福祉部長、健康福祉副部長（兼）福祉局長、
食品・生活衛生課長

ウ 説明内容

資料により群馬東部水道企業団の広域連携及び太田渡良瀬浄水場について説明

(2) 観察の状況



設備の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：企業団に桐生市が入っていないが、入りたいと希望した場合、企業団側にメリットはあるか。

答：経営上の赤字を引き受けるのみで、企業団側にとって統合によるメリットはない。

統合するのであれば、行政側による赤字補填の検討が必要と考える。

問：説明資料に職員数が49人と記載されているが企業団の職員数と考えてよいか。また、委託会社の職員数はどの程度か。

答：49人は企業団の職員数である。企業団の出資会社である(株)群馬東部水道サービスの職員も一緒に働いているが、職員数は200人程度である。

問：3市5町ごとに異なる水道料金体系の統一の方向性はどうか。

答：財政計画に基づき水道事業の運営をしている。激変緩和措置により令和11年度まで現在の料金体系が維持される。以降は、その時の運営状況によって判断していくこととなる。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○鈴木（敦）委員

群馬東部水道企業団は複数の自治体が共同で運営し、浄水場や配水施設などの設備を共同で使うことでコスト削減や効率化を図る水道企業団であり、県

内では唯一、太田、館林、みどりの3市と邑楽郡内の5町による群馬東部水道企業団が結成されており、平成28年度から事業を開始している。企業団設立以前の平成27年度と令和6年度の状況を比較すると、当該地域の給水人口は約1万人減少しているが、水道事業の収益は1億円以上増加しており、各自治体単独の事業では赤字であったが、企業団として黒字を確保できているという。その理由として、市町による水平統合（広域化）に加えて県企業局と垂直統合を行った結果、浄水場の数は24カ所から9ヶ所、従業員数は87人（平成27年度）から49人（令和6年度）へと減少しており、運営の効率化が進んだようだ。また、運営は民間企業に委託されており、現地では明電舎やクボタの社員らが働いていた。

県内の他の地域でも、企業団を設立して水道事業を民間委託する方が、今後の持続可能性を考える上で圧倒的にメリットが大きいと感じた。ただし、赤字運営の自治体があった場合の赤字補填のあり方や、水道料金の統一化に伴う不平等感などの課題があり、今後、県による何らかの支援についても考える必要がありそうだ。

◎群馬県立がんセンター（太田市）

群馬県立がんセンターは、昭和30年11月に結核予防対策の一環として設置された「群馬県立東毛療養所」に始まり、本県におけるがん対策の中心的役割を果たすため、平成10年4月1日に「群馬県立がんセンター」と改称され現在に至っています。以後、かけがえのない命を「がん」から救うために、最高かつ最新のがん医療の提供を目指し、平成19年度に新病院を開院した。

また、長年、地域からその整備が要望されていた緩和ケア病棟については、平成22年12月に制定された「群馬県がん対策推進条例」を契機に、平成24年3月の基本構想策定、平成25年3月に着工した病棟建築工事などを経て、平成26年6月に開棟した。

については、令和6年度の決算審査の参考とするため、「群馬県立がんセンター」の調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

群馬県立がんセンター 3 階大会議室

イ 説明者及び出席者

院長

(県側出席者)

健康福祉部長、健康福祉副部長(兼) 福祉局長、

医務課長、医師確保対策室長

病院局長、病院局参事(経営戦略課長)

ウ 説明内容

資料により、群馬県立がんセンター概要及び
経営状況等について説明

(2) 観察の状況



説明を受ける様子

【主な質疑】

問：説明の中にあった、50万円の薬を投与して7,500円とはどういうことか。

答：高額の薬を投与しても、今は薬価差益が減少しているため、1人に対する1回当たりの管理費約7,500円程度しか得られない。

問：リニアックの稼働状況はどうか。

答：当センターでは、リニアックを2台保有しており、1日あたり約30回利用されている。リニアックを保有している他の医療機関と比較して稼働率は高い。

問：アピアランスケアとしての頭皮冷却療法は医療保険が適用されるか。

答：自由診療であり、患者による全額自己負担となっている。

問：入院ではなく、通院によるがん治療が増加しているとのこともあり、診療報酬体系全体の見直しが必要と考えるが、収入が少ない通院による治療の診療報酬アップに対する国の動向はどうか。

答：厚生労働省が検討を進めているが、診療報酬改定は難しい状況のようである。

問：純損益が赤字となっている状況において、赤字の解消が現実的に可能か。

答：病床再編や手術稼働率を向上させることで、約1億円の赤字は削減可能と考えているが、大幅な収支の改善には結びつかないと考えている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○鈴木(数)委員

群馬県立がんセンターは、県内のがん医療の中核を担う高度専門医療機関であり、放射線治療や化学療法、外科手術など多様ながん治療を総合的に行っている。最先端の医療を提供するためには、高額な医療機器の導入が不可欠であり、最新の放射線装置や内視鏡システムなどを積極的に整備している。その一方で、医療機器の更新や人材確保に多大な費用を要することから、約8億円もの赤字を抱えているのが現状である。

しかし、病院関係者は赤字削減に向けた努力を続けており、業務の効率化やエネルギーコスト削減、診療報酬の適正化を要望するなど、経営改善に取り組んでいる。また、患者に負担をかけず質の高い医療を維持するための工夫も見られ、経営と医療の両立を模索している点が印象的であった。

厳しい経営状況の中でも「命を守る」という使命を最優先に、職員一人ひとりが真摯に努力している姿勢に深い敬意を覚えた。群馬県の医療を支える拠点として、今後の再建と発展が期待される。

産経土木分科会



霧積発電所

1 期 日 令和7年10月16日(木)

め、霧積発電所の調査を行った。

2 調査場所 ◎霧積発電所(安中市)

3 出席委員 斎藤主査、追川副主査、狩野、
あべ、酒井、安孫子、薬丸、
大林、中島の各委員

(1) 概要説明

ア 説明会場

霧積発電所

イ 説明者及び出席者

企業局電源開発室長、企業管理者、発電課長

ウ 説明内容

説明資料により、施設及び事業の概要を説明

4 調査の概要

◎霧積発電所(安中市)

霧積発電所は、1975年に完成した県営霧積ダムの既設放流管を、ダム直下右岸の発電所まで約90メートル延長して発電するものである。

企業局では、2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、2030年までに5か所の新規水力発電所の建設を目標としており、霧積発電所はその1か所目の発電所となる。

総事業費は約9億5千万円、年間可能発電電力量は約1,844,000キロワットアワーで、およそ一般家庭500軒分に相当するものである。

令和6年度は、発電所建設工事において建屋建設工事等を行っている。

については、令和6年度の決算審査の参考とするた

(2) 観察の状況



施設の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：発電所建設工事で苦労した点はどこか。

答：下流の安中市で水道利用していることから、水を流しながら工事を行った。また、岩盤が固く、ダイナマイトを使った工法も考えられたが、安全を期して使用しなかった。また、発電所までの道が狭く大型車等が現場まで入れなかつた。

問：県営ダムでほかにも発電利用しているところはあるか。

答：霧積発電所は県営ダム利用3番目で、桐生川ダムと四万川ダムで発電を行っている。

問：国等が設置したダムでも、企業局で発電できるのか。

答：八ッ場ダムでは、企業局で発電を行っている。国と調整できれば発電も可能である。

問：発電をするのに水の温度は関係あるか。

答：温度は特に関係はない。

問：流木などが発電のための取水に影響はないか。

答：ダム湖の管理は県土整備部で行っている。スクリーンを設置し、枯れ葉等を除去している。

問：点検はどれくらいの頻度で行っているか。

答：毎月2回以上行っている。

問：発電所の見学は可能か。

答：申し込みいただければ対応できる。

※このほか、適宜各委員から質問を行つた。

【所感・意見・感想など】

○酒井委員

今年7月に運転を開始したばかりの霧積発電所(安中市)を視察しました。

企業局の水力発電所としては34ヶ所目で、落差39メートル。最大出力は372kWで、一般家庭500軒分の電力をまかなえます。総事業費は9億5千万円。売電によって、18年でペイできる見込みとのこと。

現地の説明では、ダム直下のために安全を最優先し、掘削時にダイナマイトを使わなかつたことや、急斜面で道幅が狭いため、大型ミキサー車が使えず、小型車で約400往復したことなど、建設工事の大変さが語られました。

県では2030年までに5ヶ所(本発電所を含む)の新規水力発電所の建設をめざしているとのことですが、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーのさらなる開発・普及へご尽力いただければと思います。

ぐんまシチズンシップ・アカデミー

若者の政治への関心を高める取組として、令和7年9月24日(水)に「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」を開催し、県立女子大学、県民健康科学大学、高崎経済大学、関東学園大学、新島学園短期大学の県内5大学・短期大学から、計21人の学生が参加しました。

大学生は、本会議での県議会議員による一般質問を傍聴した後に4～6人のグループに分かれ、各議員と積極的に意見交換を行い、県議会の役割や政治への理解を深めました。

参加した大学生の皆さんからは、県政を身近に感じられた、県議会について理解が深まった、普段聞けないことを議員さんから直接聞くことができてとても満足した、政策についてもしっかり考えるなど新しい視点が得られた、などの感想が寄せられました。また、終了後に行ったアンケートでは、参加者の84%が、選挙に行くべきとの気持ちが「強まった」、「やや強まった」と回答しました。



議場内で一般質問を傍聴する様子



議員と意見交換する様子

群馬県議会議員名簿

令和7年10月28日現在

氏名	期	党(会)派	住所	生年月日	電話番号	郵便番号
久保田 順一郎	7	自由民主党	邑楽郡大泉町中央3-11-24	昭27.8.22	0276-63-8386	370-0516
星野 寛	7	自由民主党	利根郡片品村土出759-1	昭30.6.23	0278-56-2342	378-0412
狩野 浩志	6	自由民主党	前橋市三俣町2-20-7	昭35.8.23	027-232-9635	371-0018
橋爪 洋介	6	自由民主党	高崎市片岡町1-16-8	昭42.4.28	027-326-8866	370-0862
井田 泉	5	自由民主党	佐波郡玉村町上新田1480	昭38.3.15	0270-65-8577	370-1133
水野 俊雄	5	公明党	前橋市大友町3-12-33	昭47.3.2	027-226-4178	371-0847
後藤 克己	5	リベラル群馬	高崎市八幡町800-24	昭48.6.21	027-343-1393	370-0884
あべともよ	5	つる舞う	太田市東今泉町341-1	昭46.10.23	0276-22-1181	373-0021
井下 泰伸	4	自由民主党	伊勢崎市本町16-11	昭38.10.23	0270-50-0177	372-0047
酒井 宏明	4	日本共産党	前橋市上新田町676-1 ルミエール105	昭40.10.3	027-254-0476	371-0821
金井 康夫	4	自由民主党	沼田市東倉内町771	昭44.2.16	0278-22-2771	378-0043
金子 渡	4	つる舞う	渋川市石原1498-26	昭45.10.12	0279-25-3050	377-0007
安孫子 哲	4	自由民主党	前橋市城東町2-3-14	昭46.4.24	027-237-0815	371-0016
薬丸 潔	4	公明党	太田市浜町21-32	昭53.7.16	0276-47-0470	373-0853
須藤 和臣	4	自由民主党	館林市富士見町7-16 ヒルサイドスクエア1F-EAST	昭42.12.8	0276-55-4649	374-0027
伊藤 清	3	自由民主党	安中市原市4-4-28 アヴェニュー南1F西号室	昭29.1.6	027-388-0607	379-0133
大和 黙	3	自由民主党	伊勢崎市山王町1163-2	昭39.10.12	0270-22-4599	372-0831
川野辺 達也	3	自由民主党	邑楽郡板倉町岩田1626-1	昭40.9.3	0276-82-4670	374-0133
本郷 高明	3	リベラル群馬	前橋市東善町347-3	昭46.6.28	027-266-1919	379-2132
井田 泰彦	3	つる舞う	桐生市新里町新川1181-4	昭53.2.9	080-4353-1428	376-0121
加賀谷 富士子	3	リベラル群馬	伊勢崎市太田町564-1	昭53.4.20	0270-22-2451	372-0006
松本 基志	2	自由民主党	高崎市八千代町1-17-8	昭34.7.24	027-325-1727	370-0861
斎藤 優	2	自由民主党	伊勢崎市境291	昭34.11.14	0270-74-0336	370-0124
大林 裕子	2	自由民主党	北群馬郡吉岡町小倉甲91	昭35.2.18	0279-54-3745	370-3607
森 昌彦	2	自由民主党	邑楽郡大泉町坂田4-22-1	昭36.4.26	0276-63-2332	370-0532
入内島 道隆	2	自由民主党	吾妻郡中之条町四万3838	昭38.2.6	0279-64-2001	377-0601
矢野 英司	2	自由民主党	富岡市富岡736-4	昭42.10.28	0274-64-9081	370-2316
高井 俊一郎	2	自由民主党	高崎市山名町1510-1	昭50.11.5	027-346-1736	370-1213
相沢 崇文	2	(無所属)	桐生市相生町2-334-2	昭51.2.25	0277-32-3494	376-0011
金沢 充隆	2	つる舞う	藤岡市藤岡619-13 つるやビル2階	昭52.7.10	0274-50-8537	375-0024
亀山 貴史	2	自由民主党	桐生市菱町4-2251	昭52.7.19	0277-44-3230	376-0001
秋山 健太郎	2	自由民主党	太田市西本町6-6	昭52.10.11	0276-22-3195	373-0033
牛木 義	2	自由民主党	甘楽郡甘楽町小幡139-4	昭61.8.5	0274-64-9352	370-2202
追川 徳信	2	自由民主党	高崎市倉渕町三ノ倉1746-1	昭34.5.29	027-378-2463	370-3402
鈴木 敦子	2	リベラル群馬	高崎市倉賀野町2025-1	昭56.2.15	027-335-6485	370-1201
粟野 好映	1	つる舞う	安中市篠瀬468-10	昭33.5.11	027-385-1120	379-0134
須永 聰	1	自由民主党	伊勢崎市西久保町1-28-1	昭43.4.7	0270-61-5810	379-2204
鈴木 数成	1	自由民主党	前橋市総社町2-11-23	昭44.4.30	027-888-6186	371-0853
宮崎 岳志	1	群馬維新の会	前橋市朝日町4-18-21	昭45.2.14	027-212-6588	371-0014
丹羽 あゆみ	1	自由民主党	みどり市大間々町大間々460-3	昭49.3.4	0277-47-7231	376-0101
松本 隆志	1	自由民主党	館林市羽附町671-2	昭49.5.31	0276-75-5611	374-0011
今井 俊哉	1	自由民主党	太田市藪塚町386	昭49.7.16	090-8119-2860	379-2301
大沢 綾子	1	日本共産党	高崎市上並榎町195-2	昭49.10.19	027-361-4511	370-0801
水野 喜徳	1	自由民主党	吾妻郡東吾妻町原町409-1	昭52.5.30	0279-25-7762	377-0801
清水 大樹	1	公明党	高崎市問屋町1-4-1 センチュリー高崎問屋町1113	昭55.11.7	027-370-5650	370-0006
中島 豪	1	自由民主党	高崎市浜川町2266	平2.9.17	027-395-0818	370-0081

注1 定数50人(現員46人)の各党(会)派別内訳集計(在職年数・年齢順)

2 自由民主党30人、つる舞う5人、リベラル群馬4人、公明党3人、日本共産党2人、群馬維新の会1人、(無所属1人)

群馬県議会時報 第76巻 令和7年第3回前期定例会

令和7年12月12日発行
発行 群馬県議会事務局
前橋市大手町1丁目1-1
TEL 027(223)1111
編集 群馬県議会事務局政策広報課
印刷 朝日印刷工業株式会社